



清須市 障害者基本計画 (案)

平成 24 年 3 月

清須市



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の対象者と用語の使い方	2
3 計画の位置づけと計画の期間	3
4 計画の策定体制等	4
第2章 障がいのある人たちの現状	5
1 清須市の現状	5
2 調査の内容	10
3 アンケート調査結果のまとめ	11
4 ワークショップの開催について	35
5 ワークショップ参加者へのアンケート	36
6 ワークショップ結果と調査結果関連項目まとめ	37
7 障がいのある人を取り巻く課題等	49
第3章 計画の基本的な考え方	53
1 基本理念	53
2 基本目標	53
3 計画の体系図	55
第4章 計画に関する施策の推進内容	57
1 人とつながりを大切にする	57
2 自立した生活をともに支えあう	62
3 とともに充実した生き方を創りだす	75
4 生活の安全を形にする	82
5 「心の支え」を広げる	88



第 1 章



計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 策定の背景

国においては、昭和56年の「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」を契機に、障害者施策のあり方は新たな局面を迎え、平成5年に「障害者対策に関する新長期計画―全員参加の社会づくりをめざして―」を策定、さらに同年、それまでの「心身障害者対策基本法」を全面改正し、「障害者基本法」を公布しました。

平成14年12月には、「障害者基本計画」及び「重点施策実施5ヵ年計画」が策定されました。

この新しい「障害者基本計画」は、前計画の「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承し、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現を目指し、社会のバリアフリー化の推進や利用者本位の支援等の基本的な方針を定めました。

平成15年度からは、社会福祉基礎構造改革の一環として、県や市町村が福祉サービスの内容・サービスを行う事業者や施設を決定する「措置制度」から、障がいのある人自身が希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択できる「支援費制度」が始まりました。

平成16年6月には、障がいのある人への差別の禁止の明記などを主な内容とする「障害者基本法」の改正が実施され、同年12月には「発達障害者支援法」が成立しました。

平成18年度には、「障害者自立支援法」が施行され、国連総会において「障害者権利条約」が採択され、平成19年に同条約に署名を行っております。

平成22年12月には、利用者負担の見直し、発達障害が「障害者自立支援法」の対象となることの明確化、相談支援体制の強化などが規定された「障害者自立支援法」の改正が行われました。平成23年8月には、障害者基本法の一部改正が公布されています。また、平成25年8月には「障害者自立支援法」の廃止が予定されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きな変化を迎えています。

清須市では、「清須市障害者基本計画」及び「障害福祉計画（第2期）」の計画満了に伴い、その基本理念である「一人ひとり生き方をともに支えあう 夢応援・きよす」を継承しつつ、次期計画となる「清須市障害者基本計画」及び「障害福祉計画（第3期）」を策定し、障害者福祉の向上とともに、新たな課題やニーズに対応した施策を推進していく必要があると考えます。



(2) 策定の趣旨

障害福祉施策については、平成15年度以降、措置制度から契約制度へと転換した「支援費制度」の下で、サービスの充実が図られてきました。また、平成17年にはサービスを公平・適切にすることでさらに充実させるため「障害者自立支援法」が制定されました。

こうした施策の進展にあわせ、本市においても個別分野における取り組みを行っています。また、本市における障害者福祉などに関する方向性を再度整理するなど、今後の障害福祉施策のあり方について、障害者自立支援法改正の内容を踏まえ、「清須市障害者基本計画」「第3期清須市障害福祉計画」を策定します。

「清須市障害者基本計画」は、障害者基本法に基づいた施策に関する基本的な事項を定めた計画です。「第3期清須市障害福祉計画」は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの目標量等をまとめた計画です。

2 計画の対象者と用語の使い方

この計画は障害者基本法に基づく計画であり、法の趣旨に沿って計画の対象者を第一義的には市内の障がいのある人すべてとします。同時に、障害の有無を問わず、すべての市民に向けてこの計画の実現に向けた積極的な取り組みを期待するものです。

なお、この計画では、特に障害種別、年齢別の表現が必要な場合や法律上の区分の必要性がある場合などを除き、総称としての“障害者”を「障がいのある人」という表現で統一しています。

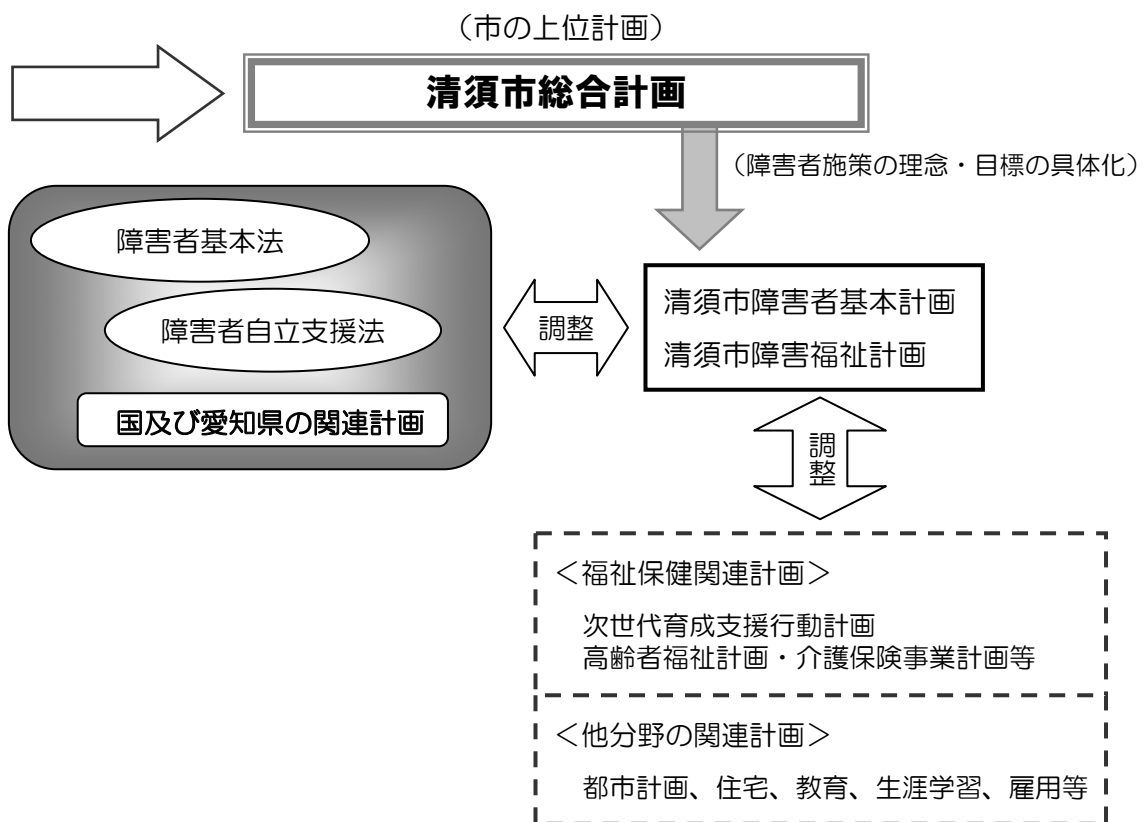
3 計画の位置づけと計画の期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に規定されている「市町村障害者計画」であるとともに、国の「障害者基本計画」や県の「あいち健康福祉ビジョン」を踏まえたものとしてします。

また、清須市総合計画の福祉施策の部門別計画と位置づけ、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「次世代育成支援対策行動計画」と整合性を図るものとしてします。

【 障害者基本計画・障害福祉計画と他の計画との関連性 】



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、次のとおりです。

計画名	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
清須市障害者基本計画	前回策定（平成19～23年）					今回策定（平成24～28年）				
第3期清須市障害福祉計画			第2期			第3期				

今回策定する計画

今回策定する計画

4 計画の策定体制等

(1) 策定委員会の設置

本計画を地域の実情に応じた実効性のある内容のものとするために、サービスを利用する障がいのある人たちをはじめ、事業者、雇用、教育、医療といった幅広い関係者の意見を反映するため、障害者団体、支援団体、住民代表、福祉関係者及び学識経験者などの委員で構成する「障害者計画策定委員会」を設置し、様々なニーズを参考に協議を重ね本計画の策定をしました。

日時		議事内容
平成23年	6月30日	①清須市障害者基本計画及び第3期清須市障害福祉計画について ②その他
	11月24日	①アンケート調査の集計結果について ②アンケート調査等に基づく障害者基本計画及び第3期障害福祉計画の策定方針について ③その他
平成24年	1月26日	①清須市障害者基本計画（案）及び第3期清須市障害福祉計画（案）について ②パブリックコメントの実施について
	〇月〇日	① ②

(2) 市民の意見

障がいのある人たちの生活ニーズにもとづいた計画を策定するため、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者または自立支援医療受給者、たんぽぽ園（母子通園施設）利用者または清須市障害者福祉金受給者（自閉症状群と診断された方）を対象に、意向や意見等を収集することを目的としてアンケート調査を実施しました。

また、本計画に市民の生の声を少しでも多く反映させることを目的として「市民ワークショップ」を開催し、障がいのある人やその家族に対しては障害別にヒアリング調査を実施しました。



第2章

障がいのある人たちの現状

第2章 障がいのある人たちの現状

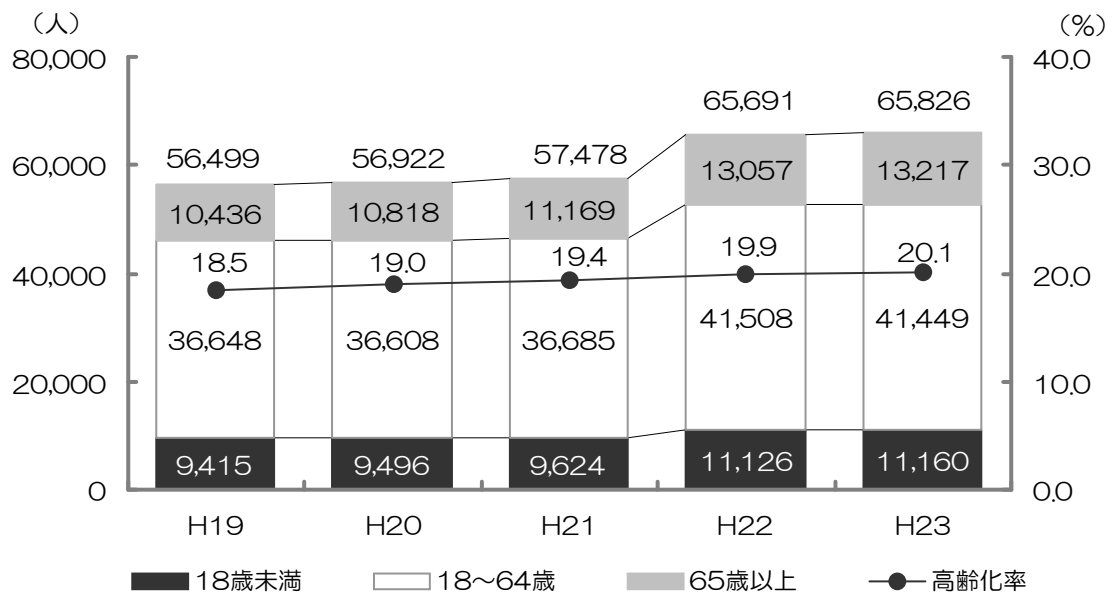
1 清須市の現状

(1) 人口の状況

清須市の人口は増加しており、平成22年には春日町との合併により、約8,000人が増加しています。

年齢別にみると、18歳未満人口・65歳以上人口は増加傾向にあり、高齢化率（高齢者が総人口に占める割合）をみると、平成19年の18.5%から、平成22年には20.1%と1.6ポイントの上昇がみられ、高齢化が進行しています。

【 人口と高齢化率の推移 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

【 春日町人口 】

	H19	H20	H21	平成22年 10月1日 に清須市 と合併
総人口	7,773	7,774	7,758	
18歳未満	1,347	1,344	1,336	
18~64歳	5,021	4,970	4,893	
65歳以上	1,405	1,460	1,529	

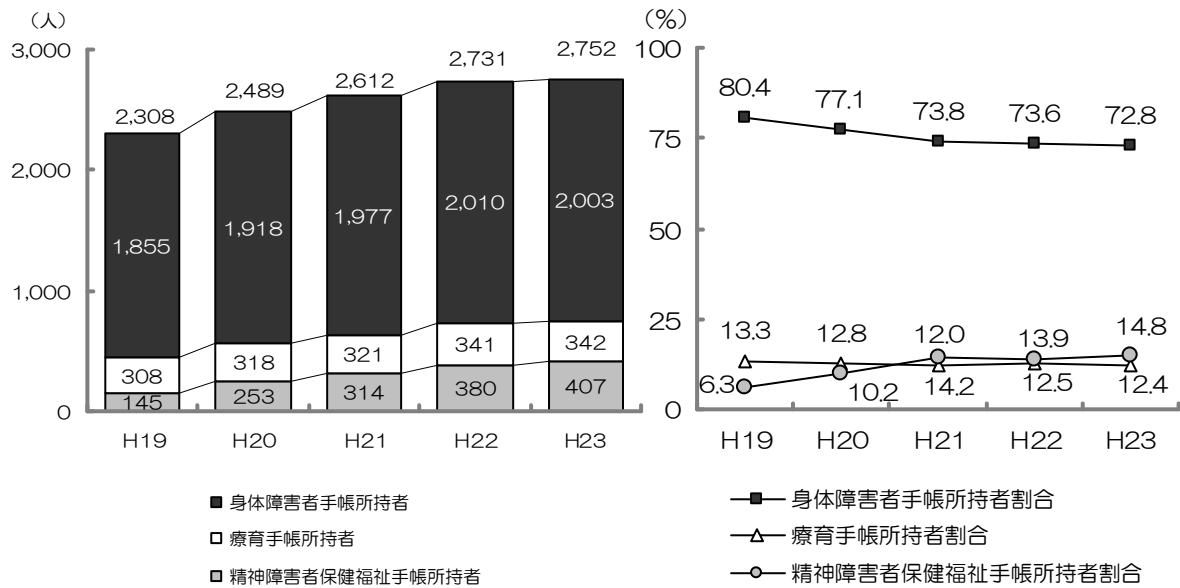
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 障害児・者全体の状況

障がいのある人全体の推移をみると、どの障害においても増加がみられ、平成19年～平成23年で約444人の増加となっています。

割合でみると、身体障害者の割合が減少傾向にある一方で、精神障害者の割合は増加傾向にあります。

【 障害種別障害者数と割合の推移 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

【 障害種別手帳所持者数の年齢別推移 】

所持手帳	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
身体障害者手帳所持者 (人)	42	688	1,273	2,003
療育手帳所持者 (人)	102	222	18	342
精神障害者保健福祉手帳所持者 (人)	3	330	74	407

資料：総合福祉保健システム（平成23年4月時点）

（３）身体障害児・者の状況

身体障害者手帳所持者数を年齢別でみると、18歳未満の割合は1～2%とわずかです。障害種別を割合でみると、肢体不自由が5割半を占めており、次いで内部障害となっています。

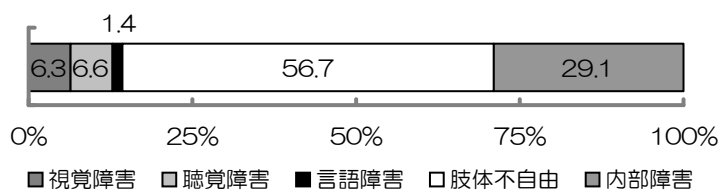
障害種別の推移では、「肢体不自由」「内部障害」が緩やかに増加しており、それ以外はほぼ横ばいの推移となっています。

【 身体障害者手帳所持者数の年齢別推移 】

	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害
18歳未満（人）	3	3	0	27	9
18歳以上（人）	121	127	27	1,112	574
総数（人）	124	130	27	1,139	583

資料：総合福祉保健システム（平成23年4月1日時点）

【 障害種別の割合 】



資料：総合福祉保健システム（平成23年4月1日時点）

【 障害種別身体障害児・者の数の推移 】

	H19	H20	H21	H22	H23
視覚障害（人）	112	126	128	128	124
聴覚障害（人）	126	126	129	134	130
言語障害（人）	22	23	29	30	27
肢体不自由（人）	1,001	1,044	1,079	1,118	1,139
内部障害（人）	509	538	553	567	583

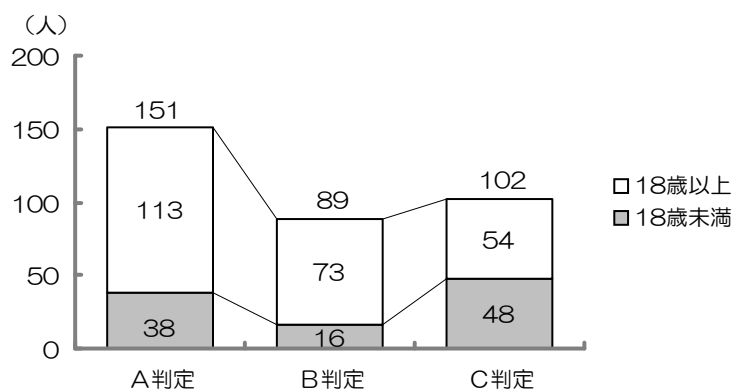
資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）

(4) 知的障害児・者の状況

療育手帳所持者数を年齢別でみると、C判定では18歳未満が約5割を占めています。

判定別の推移では、「A判定」「C判定」が緩やかに増加しており、「B判定」ではほぼ横ばいの推移となっています。

【療育手帳所持者数の年齢別推移】



資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）

【障害の判定別知的障害児・者数の推移】

判定別	H19	H20	H21	H22	H23
A判定（人）	137	142	143	151	151
B判定（人）	90	91	91	89	89
C判定（人）	81	85	87	101	102

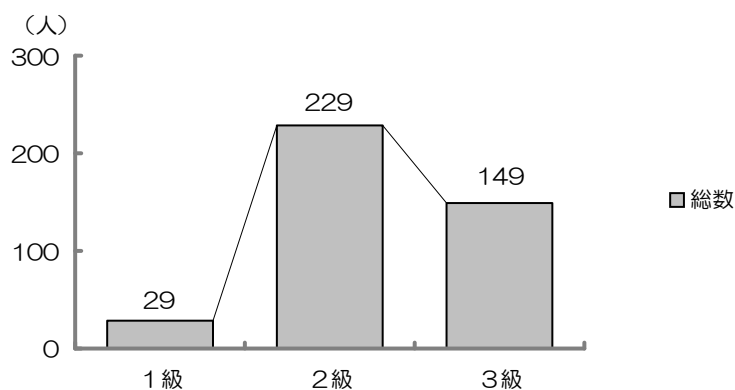
資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）

（５）精神障害児・者の状況

精神保健福祉手帳所持者数の年齢別推移では、「２級」が最も多くなっています。

等級別の推移では、どの等級も増加傾向にあり、特に「２級」はどの年においても最も多い状況です。

【 精神保健福祉手帳所持者数の年齢別推移 】



資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）

【 障害の等級別精神障害児・者数推移 】

等級別	H19	H20	H21	H22	H23
1級（人）	16	23	28	29	29
2級（人）	103	161	184	209	229
3級（人）	26	69	102	142	149

資料：総合福祉保健システム（各年4月1日時点）

2 調査の内容

(1) 調査票の種類と対象者

身体障害	身体障害者手帳をお持ちの方
知的障害	療育手帳をお持ちの方
精神障害	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または自立支援医療（精神通院）を受給している方
利用者・受給者	たんぽぽ園（母子通園施設）を利用されている方でアンケートの趣旨にご理解をいただいた方、または自閉症状群と診断された方で清須市障害者福祉金を受給している方

(2) 調査期間と調査方法

- 調査期間 平成 23 年 7 月 27 日～8 月 5 日
- 調査方法 郵送による配布・回収

(3) 調査票の回収状況

対象者	配布数（人）	回収数（人）	回収率（%）
① 身体障害	1,950	1,083	55.5
② 知的障害	345	170	49.3
③ 精神障害	392	220	56.1
④ 利用者・受給者	61	40	65.6
合計	2,748	1,513	55.1

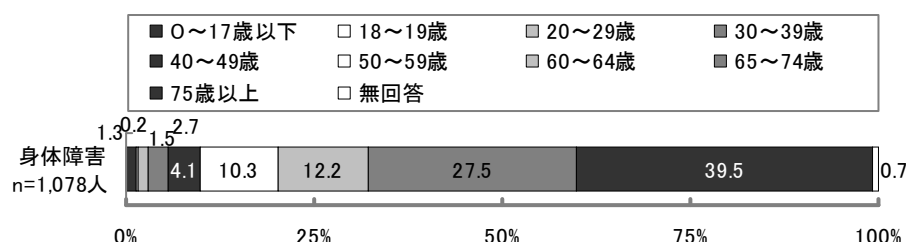
3 アンケート調査結果のまとめ

(1) 身体障害者調査結果

●ご自身のことについて

調査票記入者については、「調査対象のご本人」が最も多く、性別は男女どちらも同程度です。年齢では、「75歳以上」が最も多く、次いで「65～74歳」となっており、回答者に高齢者が多い状況です。

【年齢について】



※「n=***人」は、パーセント算出する基になった母数を意味します。

※身体障害者全体と再掲（年齢別）の合計値が、一致しないことがあります。

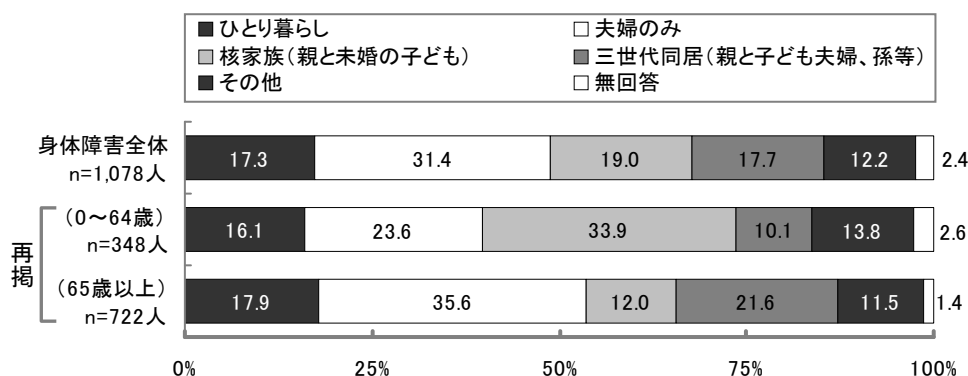
以降の表やグラフについても同様です。

所持している障害者手帳では、「身体障害者手帳」が最も多く、重複状況では「身体障害者手帳のみ」が多くなっています。身体障害者手帳の等級では「1級」「3級」「4級」の順に多く、年齢区分で比較すると、65歳以上では「3級」が最も多くなっています。身体障害の内容では、「下肢の障害」「上肢の障害」「心臓機能障害」の順で多くなっています。

生活場所では、「自宅で生活している」が最も多くなっています。

家族構成では「夫婦のみ」が最も多く、年齢区分で比較すると、0～64歳では「核家族（親と未婚の子ども）」が最も多い状況です。

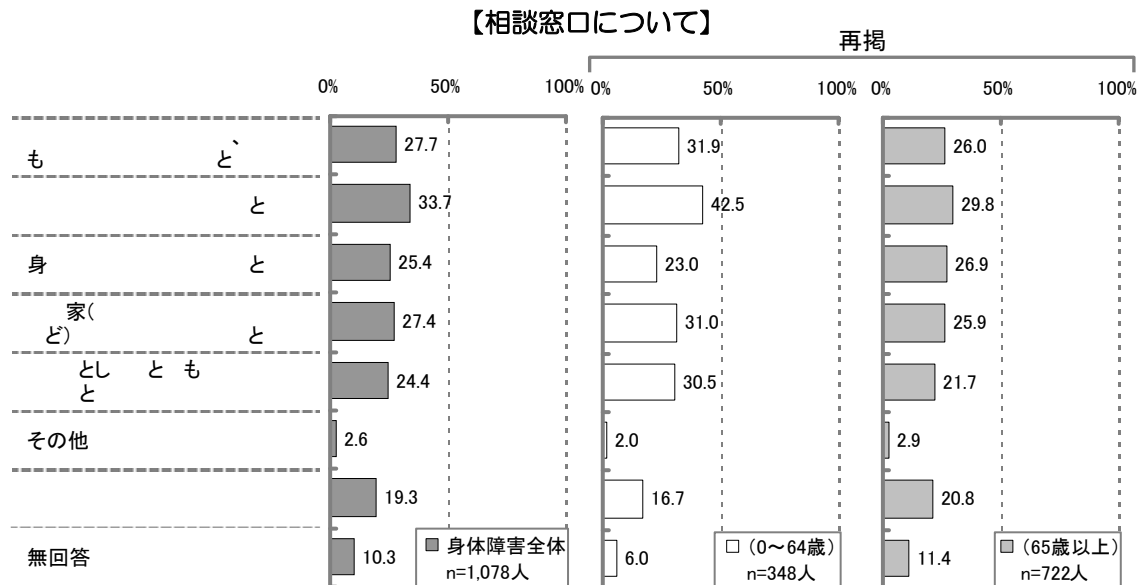
【家族構成について】



●あなたの生活状況について

生活で困ることでは、「自分の健康や体力に自信がない」が最も多く、年齢区分で比較すると、「十分な収入が得られない」では0～64歳が多くなっています。

相談窓口では、「信頼できる相談者がいるところ」「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれるところ」「専門家（看護師やケースワーカーなど）が相談に応じてくれるところ」の順に多くなっています。



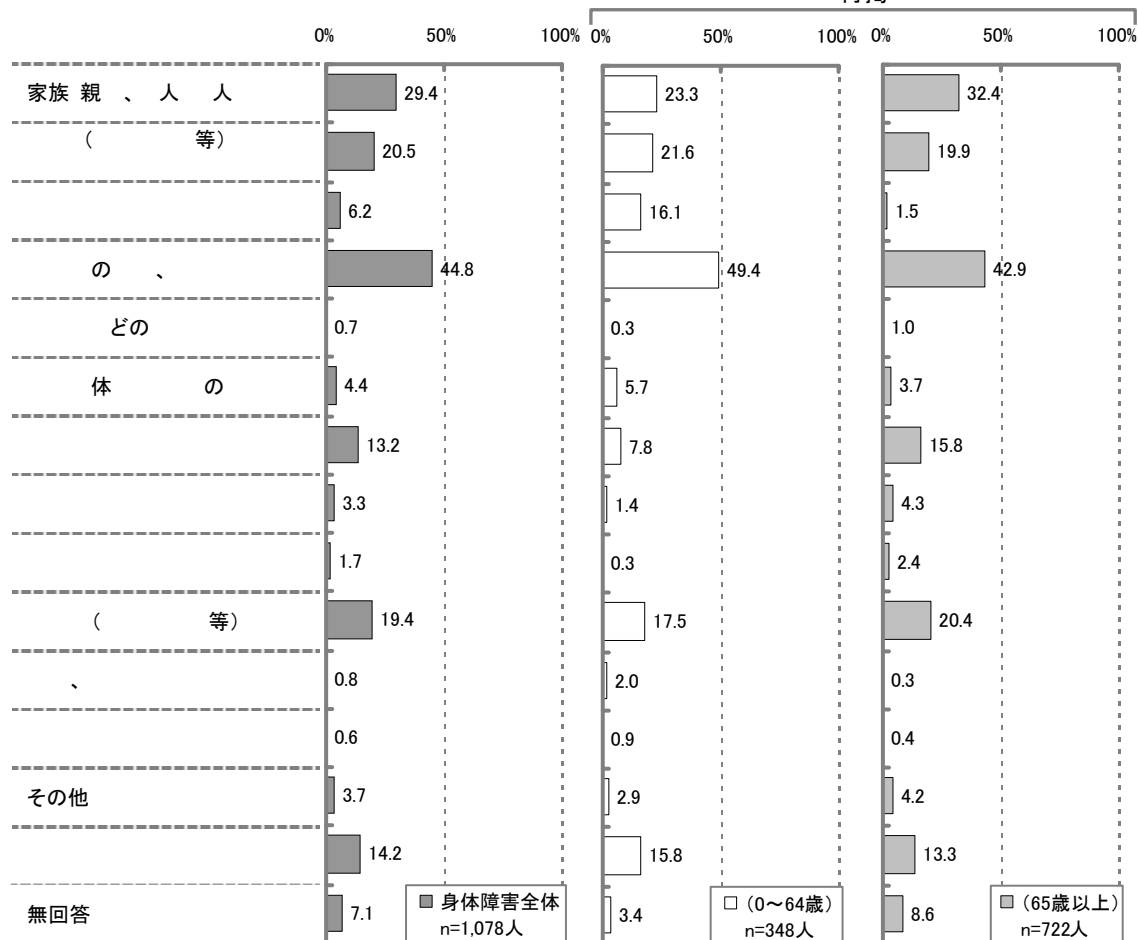
1年間の活動では、「特に何もしていない」が最も多く、年齢区分で比較すると、「特に何もしていない」では0～64歳が多くなっています。

外出時の交通手段では、「自家用車（乗せてもらう）」「徒歩」「自家用車（自分で運転）」の順で多く、年齢区分で比較すると、「自家用車（自分で運転）」「電車」では0～64歳が多くなっています。外出で不便に感じることでは、「特にない」が最も多くなっています。

福祉サービス情報の入手方法では、「市や県の広報、パンフレット」が最も多く、年齢区分で比較すると、「インターネット」「市や県の広報、パンフレット」では0～64歳が多く、「市役所（福祉事務所等）」では65歳以上が多いことから、年齢によって情報の入手方法は異なります。

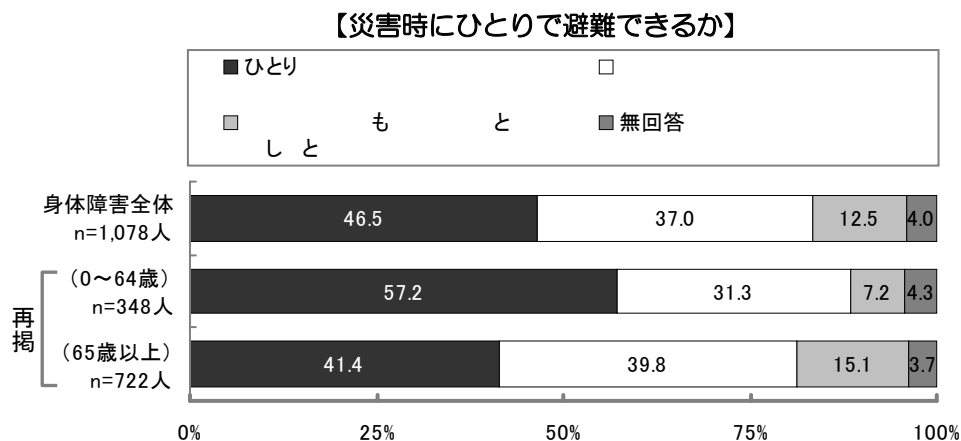
【福祉サービス情報の入手方法について】

再掲



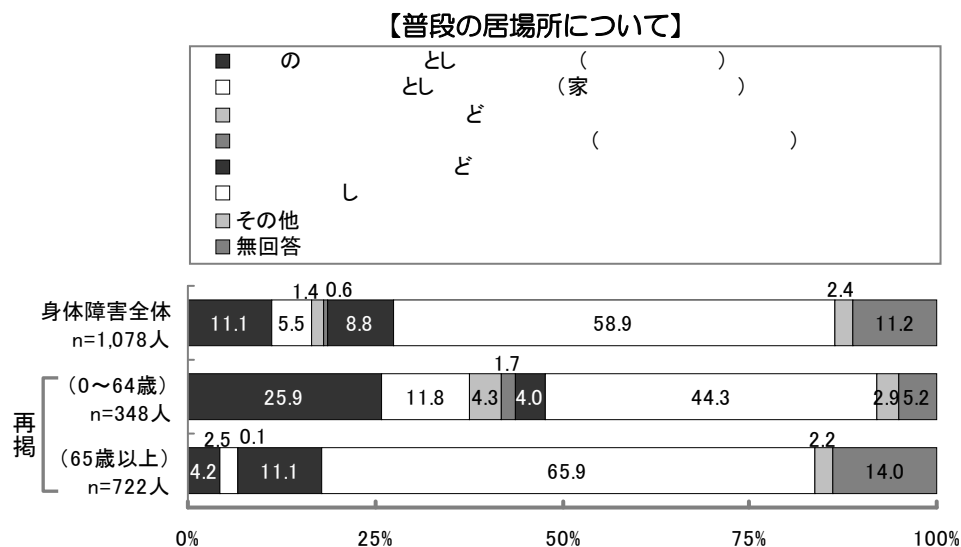
●災害時のことについて

災害時にひとりで避難できるかでは、「ひとりで避難できる」「介助者がいれば避難できる」の順で多く、年齢区分で比較すると、「ひとりで避難できる」では0～64歳が多くなっています。災害時に困ることでは、「安全なところまで、すぐに避難することができない」が最も多く、年齢区分で比較すると、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」では0～64歳が多く、「どのような災害が起こったのか、すぐに判断できない」「救助を求めることができない」では65歳以上が多くなっています。0～64歳では避難生活への配慮、65歳以上では避難誘導が必要とされています。



●仕事や学校、将来について

普段の居場所では、「自宅で過ごしている」が最も多く、年齢区分で比較すると、「正規の社員・従業員として働いている（自営業を含む）」では0～64歳が多くなっています。仕事で困ることでは、「給料が少ないなど待遇が悪い」「障がいのある人に理解のある人が少ない」などが挙げられています。



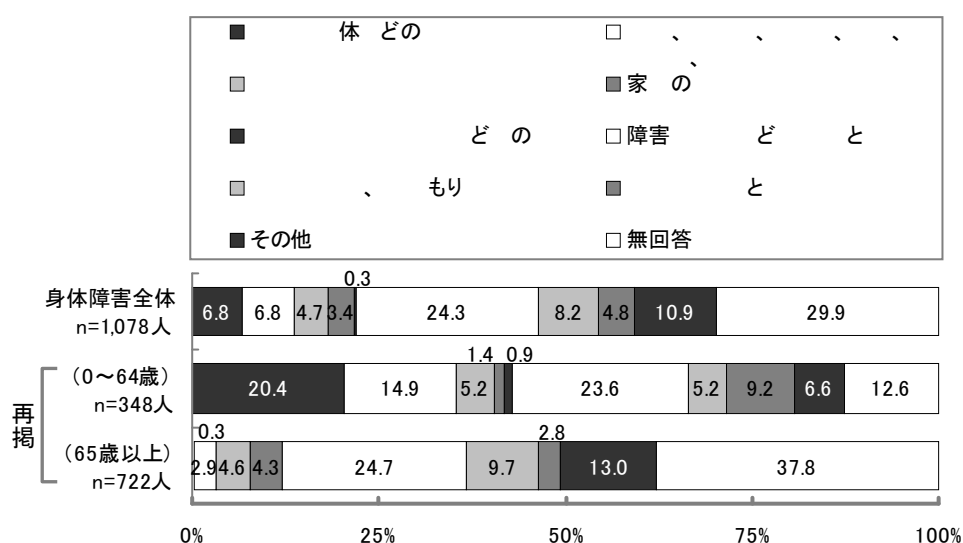
※65歳以上（再掲）の「学校や幼稚園・保育所などに通っている」は、回答がありませんでした。

通園・通学先では、「小学校・特別支援学校の小学部」「中学校・特別支援学校の中等部」が同程度で多く、学校のクラスの希望では、「障害のあるなしにかかわらず、通常学級で勉強したい」が最も多くなっています。学校教育への希望では（0～64歳）、「能力や障害の状況にあった支援をしてほしい」が最も多くなっています。

就労の希望・無職の理由では、「障害や病気などで働くことができない」が最も多く、年齢区分で比較すると、「会社や団体などの常勤職員」「パート、アルバイト、非常勤、嘱託、日雇い、内職」では0～64歳が多くなっています。

今後の暮らしの希望では、「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。

【就労の希望・無職の理由について】



※65歳以上（再掲）の「就労継続支援A・B型などでの仕事」は、回答がありませんでした。

●医療について

医療で困ることでは、「特に困っていることはない」が最も多くなっています。

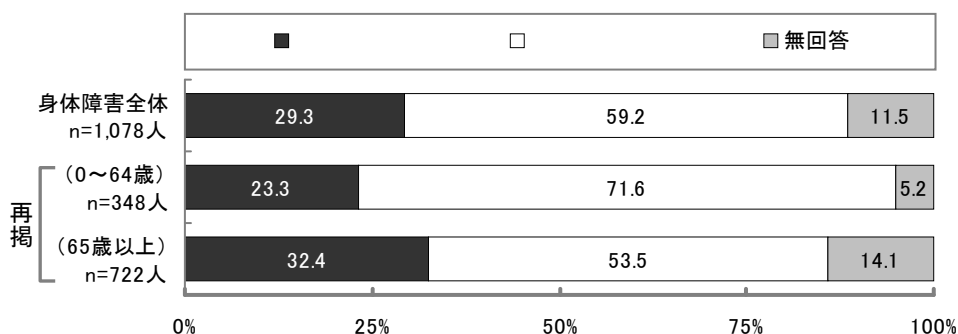
●コミュニケーション手段について

コミュニケーションの手段では、「会話」が最も多く、コミュニケーションの可否では、「ひとりでできる」が最も多くなっています。

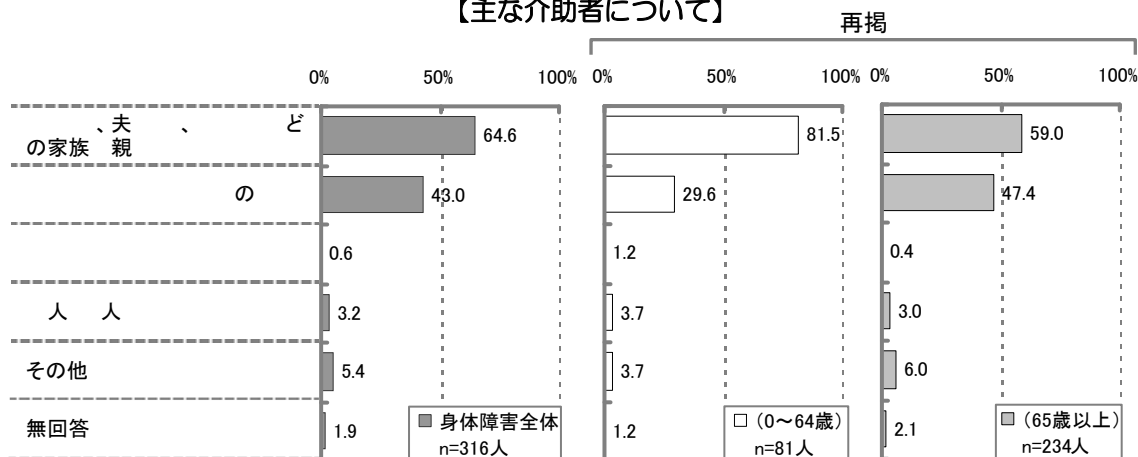
●介助者について

介助の有無では、「いいえ」が最も多く、年齢区分で比較すると、「いいえ」では0～64歳が多く、「はい」では65歳以上が多くなっています。主な介助者では、「父や母、夫や妻、祖父母などの家族や親戚」が最も多く、年齢区分で比較すると、「ホームヘルパーや施設の職員」では65歳以上が多くなっていることから、高齢になると家族介護から施設等での専門職員による介助が多くなっています。

【介助の有無について】



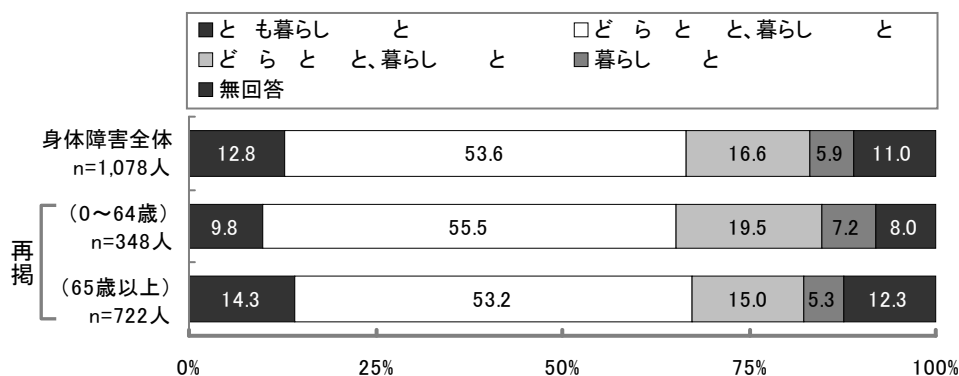
【主な介助者について】



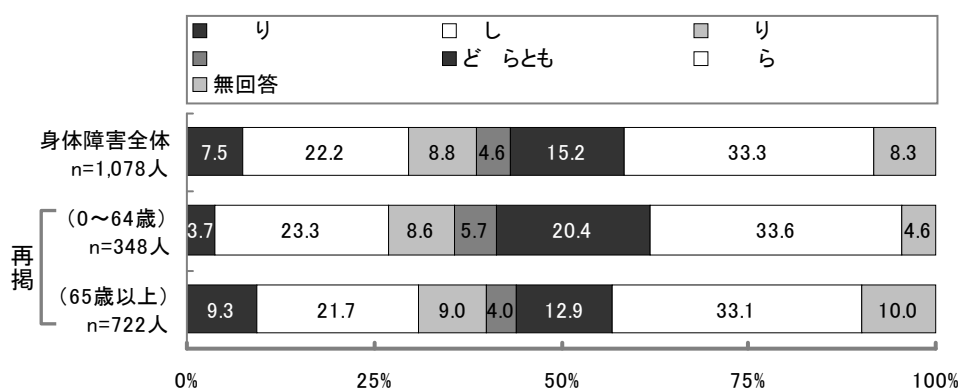
●地域社会について

地域の人に支えられているかでは、「どちらかというと、支えられていると思う」「支えられていると思う」が同程度となっており、清須市は暮らしやすいかでは、「どちらかというと、暮らしやすいと思う」が最も多いことから、地域の人への支えもあり、暮らしやすさを実感している人が多いです。

【清須市は暮らしやすいか】



【障がいのある人に対する差別の改善について】



障がいのある人に対する差別の改善では、「わからない」「少しずつ改善されている」の順で多く、自分の住む地域への印象では、「わからない」「近くの人には理解があるが、他は繋がりのない地域」の順で多くなっていることから、差別や地域への印象についてはわからないという人が多いです。

暮らしやすいまちづくりに必要なことでは、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」「サービス利用の手続きの簡素化」が同程度となっており、年齢区分で比較すると、「職業訓練の充実や働く場所の確保」「利用しやすい道路・建物などの整備・改善」では0～64歳が多く、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」「障害の有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」では65歳以上が多くなっています。

(2) 知的障害者調査結果

●ご自身のことについて

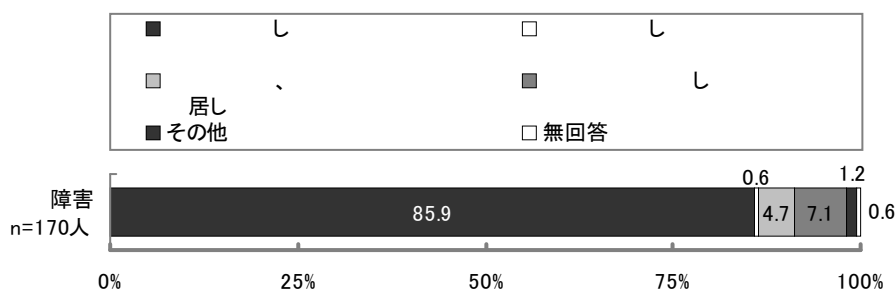
調査票記入者については、「家族（親など）」が最も多く、性別は「男性」が多くなっています。年齢では、「0～17歳以下」が最も多く、次いで「30～39歳」となっており、回答者に若年者が多い状況です。

所持している障害者手帳では、「療育手帳」が最も多く、重複状況では「療育手帳のみ」「身体・療育」の順で多くなっています。療育手帳の等級では「A」「B」「C」の順に多くなっています。

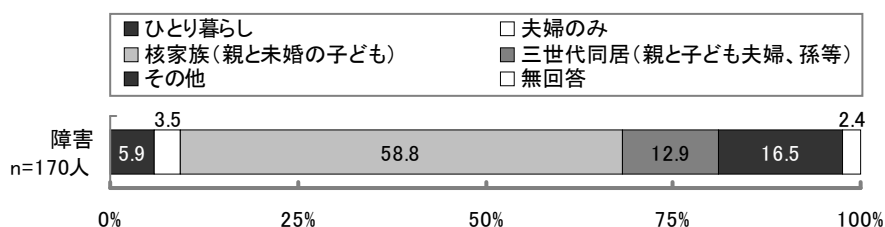
生活場所では、「自宅で生活している」が最も多くなっています。

家族構成では「核家族（親と未婚の子ども）」が最も多くなっています。

【生活場所について】



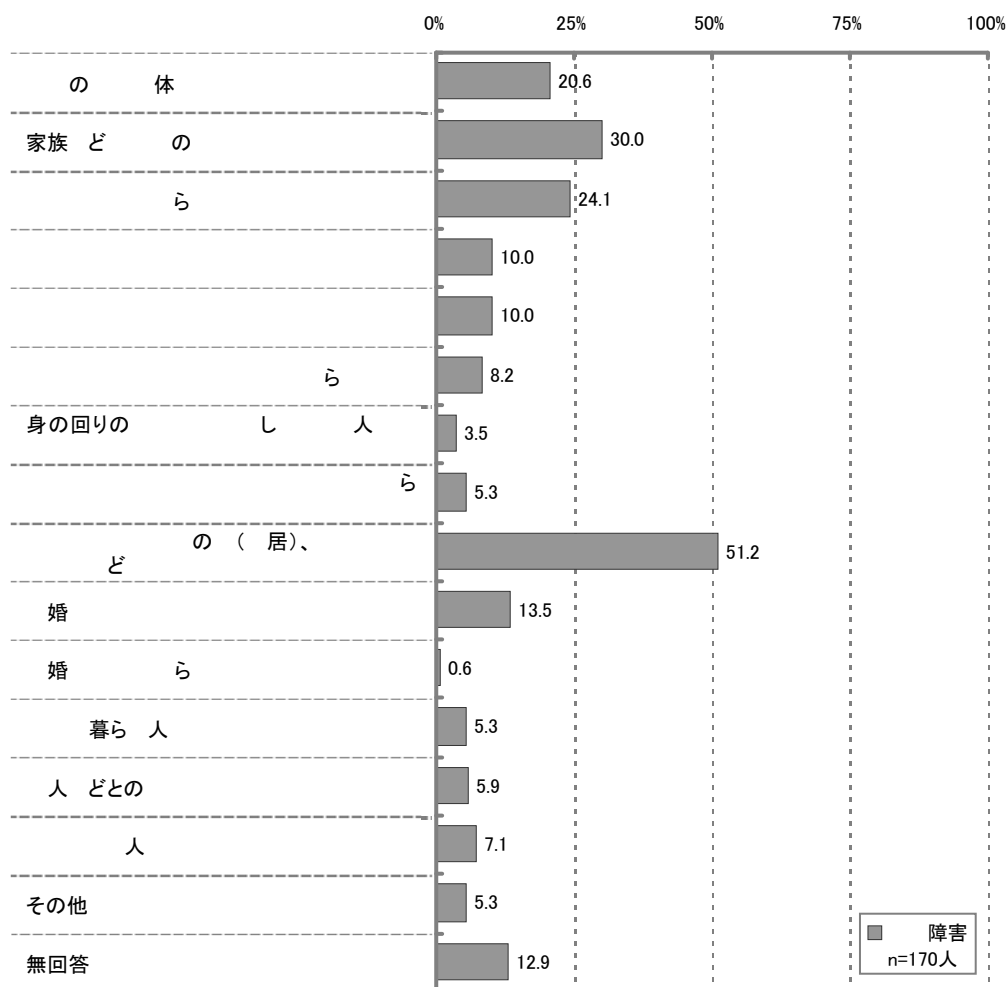
【家族構成について】



●あなたの生活状況について

生活で困ることでは、「将来にわたる生活の場（住居）、または施設があるかどうか」が最も多く、相談窓口では「信頼できる相談者がいるところ」が最も多くなっています。

【生活で困ること】



1年間の活動では、「特に何もしていない」が最も多く、今後の活動では「障害者団体等の活動」が最も多くなっています。

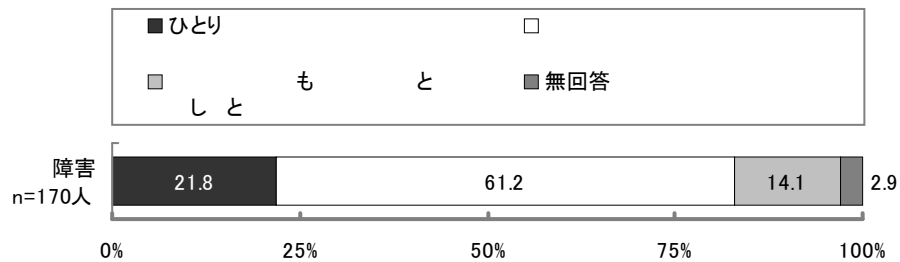
外出時の交通手段では、「自家用車（乗せてもらう）」「徒歩」「電車」の順で多く、外出で不便に感じることは、「他の人とのコミュニケーションがとりにくい」が最も多く、設備等よりも周りの人との関わりが不便だという人が多いです。

福祉サービス情報の入手方法では、「家族・親戚、友人・知人」が最も多く、広報やインターネットよりも口コミなどで入手している人が多いです。

●災害時のことについて

災害時にひとりで避難できるかでは、「介助者がいれば避難できる」が最も多く、災害時に困ることでは、「どのような災害が起こったのか、すぐに判断できない」が最も多いことから、避難時の介助者など、災害発生時の手助けが必要とされています。

【災害時にひとりで避難できるか】

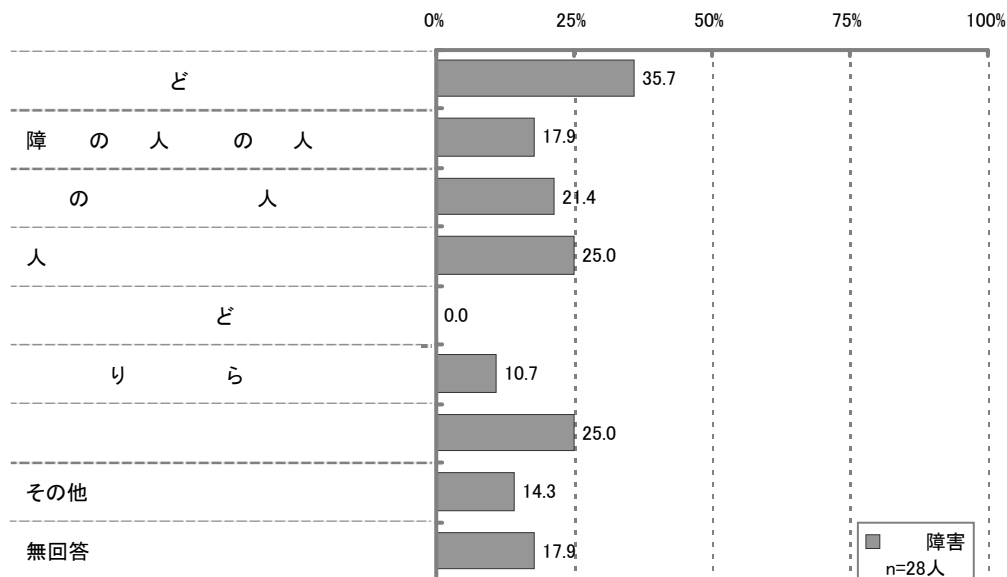


●仕事や学校、将来について

普段の居場所では、「学校や幼稚園・保育所などに通っている」「就労継続支援A・B型や自立訓練施設（機能訓練・生活訓練）に通っている」の順で多くなっています。

仕事で困ることでは、「給料が少ないなど待遇が悪い」が最も多くなっています。

【仕事で困ること】

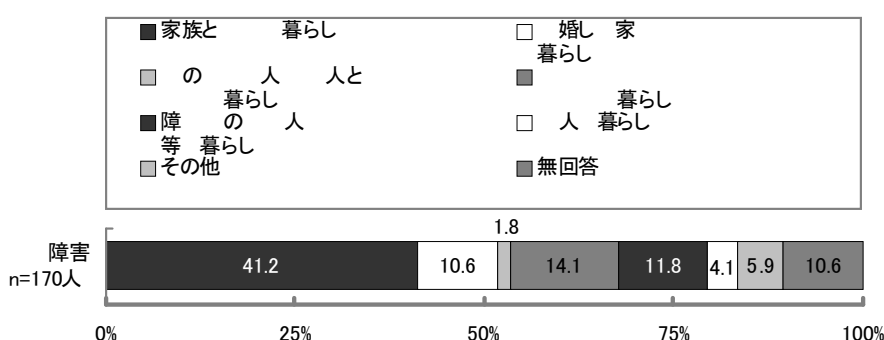


通園・通学先では、「小学校・特別支援学校の小学部」が最も多く、学校のクラスの希望では、「障害の特性や一人ひとりの能力に応じたクラスで勉強したい」「障害の特性や一人ひとりの能力に応じたクラスで勉強しながら、通常学級でも勉強する機会をもちたい」の順で多く、学校教育への希望では、「能力や障害の状況にあった支援をしてほしい」が最も多いことから、障害にあったクラスで、障害にあった支援を受けたいという希望が多い状況です。

就労の希望・無職の理由では、「就労継続支援A・B型などでの仕事」が最も多くなっています。

今後の暮らしの希望では、「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。

【今後の暮らしの希望について】



●医療について

医療で困ることでは、「医師に病気の症状が正しく伝えられない」が最も多くなっています。

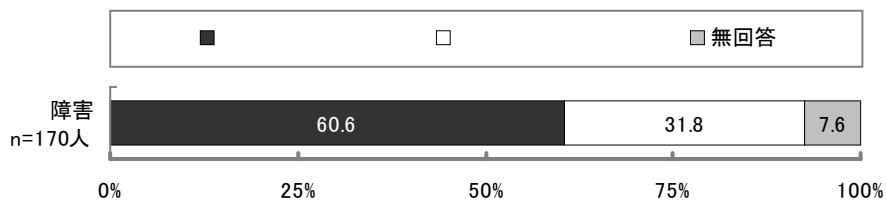
●コミュニケーション手段について

コミュニケーションの手段では、「会話」が最も多く、コミュニケーションの可否では、「むずかしい」「なんとかできる」の順で多く、コミュニケーションがとりにくいという人が多い状況です。

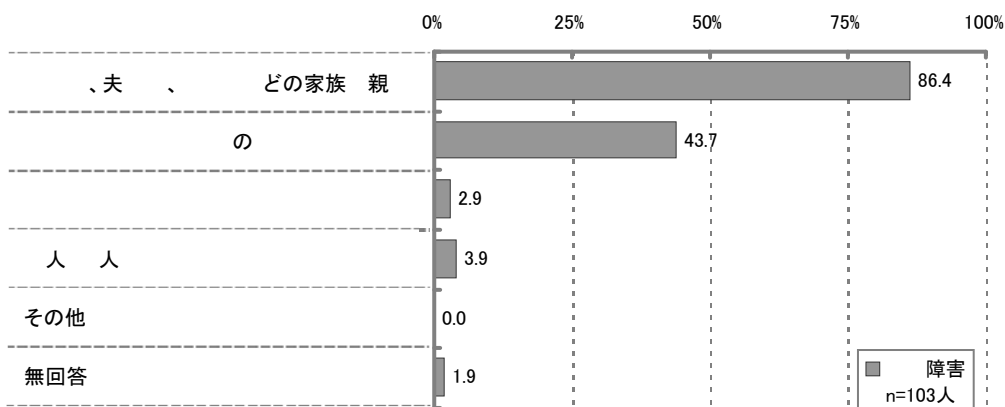
●介助者について

介助の有無では、「はい」が最も多く、主な介助者では、「父や母、夫や妻、祖父母などの家族や親戚」が最も多く、家族による介護を受けている人が多い状況です。

【介助の有無について】



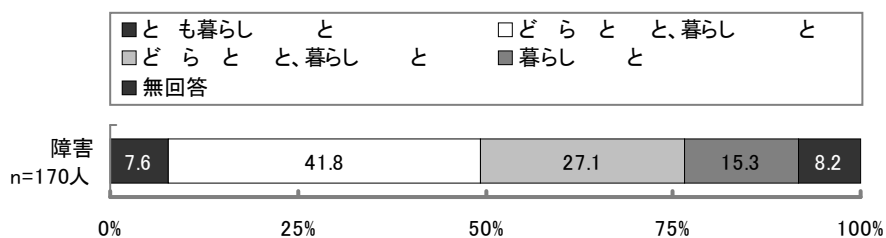
【主な介助者について】



●地域社会について

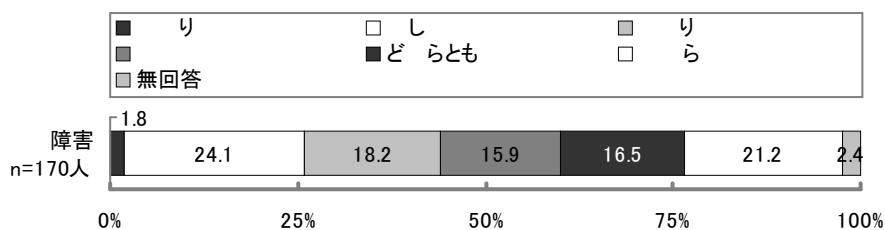
地域の人に支えられているかでは、「どちらかという、支えられていると思う」「支えられていると思う」の順で多く、清須市は暮らしやすいかでは、「どちらかという、暮らしやすいと思う」が最も多いことから、地域の人々の支えもあり、暮らしやすさを実感している人が多いです。

【清須市は暮らしやすいか】



障がいのある人に対する差別の改善では、「少しずつ改善されている」「わからない」の順で多く、自分の住む地域への印象では、「わからない」「近くの人には理解があるが、他は繋がりのない地域」の順で多くなっていることから、差別の改善はみられるものの、地域の理解があるとは言い切れないという人が多い状況です。

【障がいのある人に対する差別の改善について】



暮らしやすいまちづくりに必要なことでは、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」「サービス利用の手続きの簡素化」「公営住宅の優先入居や、グループホームの整備など、生活の場の確保」の順で多くなっています。

(3) 精神障害者調査結果

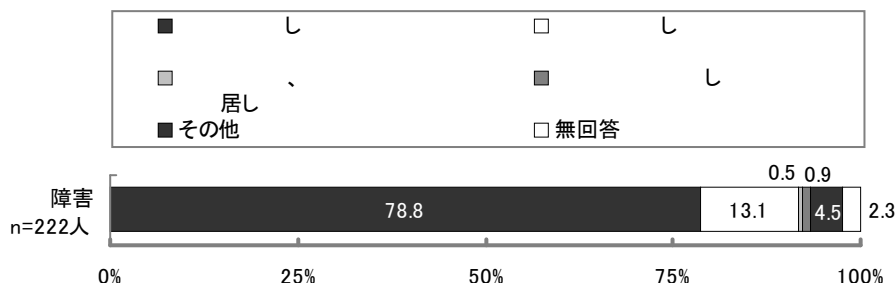
●ご自身のことについて

調査票記入者については、「調査対象のご本人」が最も多く、性別は「女性」が多くなっています。年齢では、「30～39歳」「40～49歳」が最も多くなっています。

所持している障害者手帳では、「精神手帳」が最も多く、重複状況では「精神手帳のみ」「身体手帳のみ」の順で多くなっています。精神障害者保健福祉手帳の等級では「2級」「3級」「1級」の順に多くなっています。病気の内容では、「統合失調症（精神分裂病）」が最も多くなっています。

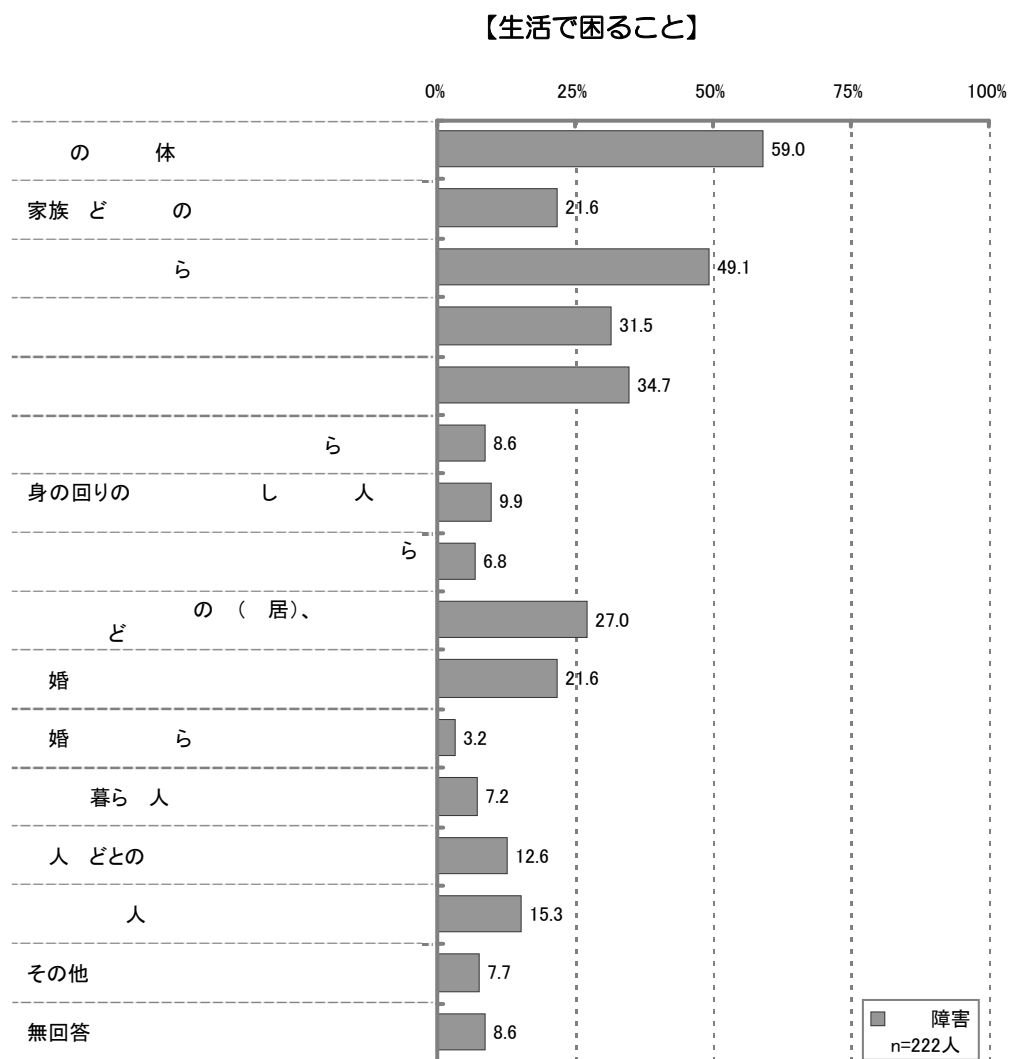
生活場所では、「自宅で生活している」が最も多く、家族構成では「核家族（親と未婚の子ども）」が最も多くなっています。

【生活場所について】

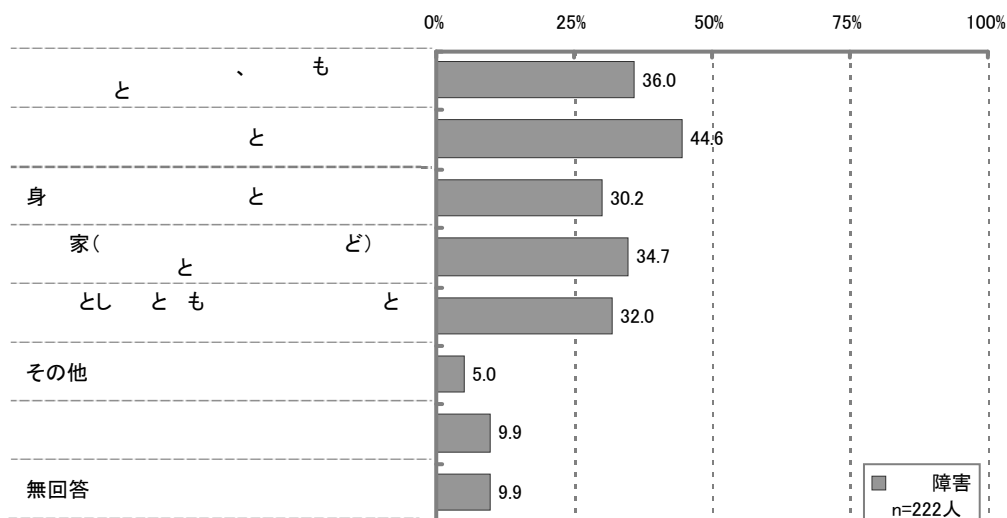


●あなたの生活状況について

生活で困ることでは、「自分の健康や体力に自信がない」「十分な収入が得られない」の順で多くなっています。



【相談窓口について】



相談の有無では「相談したいことがある」が最も多く、相談内容では「病気に関すること」「生活（対人関係・金銭管理など）のこと」の順で多く、相談窓口では「信頼できる相談者がいるところ」が最も多いことから、病気について相談したい人が多く、専門家というより、信頼して話のできる窓口が求められています。

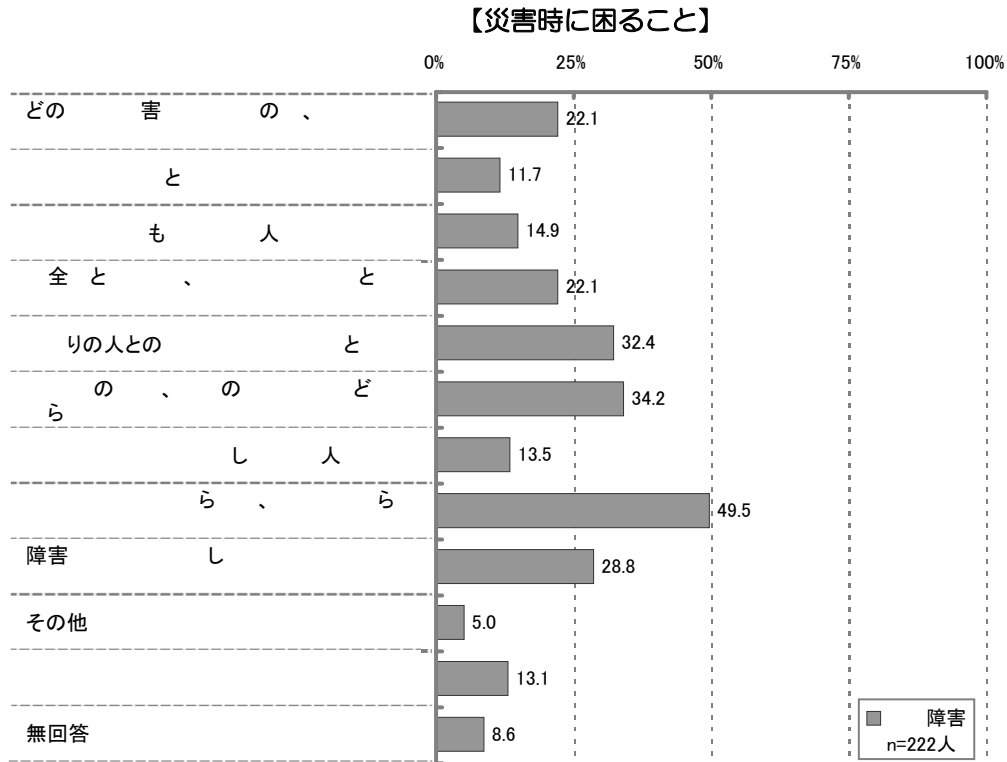
1年間の活動では、「特に何もしていない」が最も多くなっています。

外出で不便に感じることでは、「他の人とのコミュニケーションがとりにくい」「まわりの視線が気になる」が同程度で、設備等よりも周りの人との関わりが不便だという人が多くいます。

福祉サービス情報の入手方法では、「市や県の広報、パンフレット」が最も多くなっています。

●災害時のことについて

災害時にひとりで避難できるかでは、「ひとりで避難できる」が最も多く、災害時に困ることでは、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が最も多いことから、避難生活における医療ケアが必要とされています。

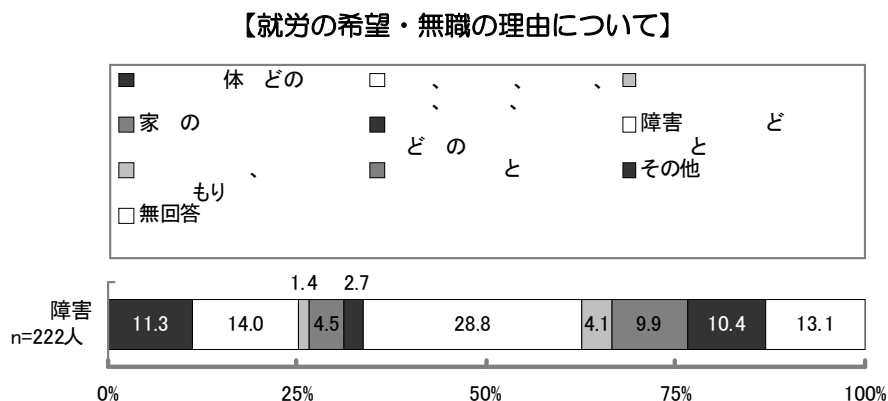


●仕事や学校、将来について

普段の居場所では、「自宅で過ごしている」が最も多くなっています。

仕事で困ることでは、「給料が少ないなど待遇が悪い」「障がいのある人に理解のある人が少ない」の順で多く、就労の希望・無職の理由では、「障害や病気などで働くことができない」が最も多くなっています。

今後の暮らしの希望では、「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。



●医療について

通院・入院の有無では、「通院している」が最も多くなっています。

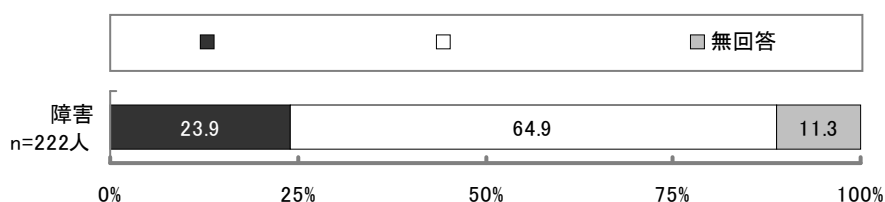
退院についての考えでは、「条件が整えば退院したい」が最も多く、退院に必要な支援の条件についての考えでは、「夜間、休日等、緊急時に診療が受けられる精神科救急医療システム」が最も多く、緊急時に対応してくれるシステムがあれば退院したいという人が多いです。

医療で困ることでは、「特に困っていることはない」「専門的な治療をしてくれる医療機関が近くにない」「医師に病気の症状が正しく伝えられない」の順で多くなっています。

●介助者について

介助の有無では、「いいえ」が最も多く、主な介助者では、「父や母、夫や妻、祖父母などの家族や親戚」が最も多くなっています。

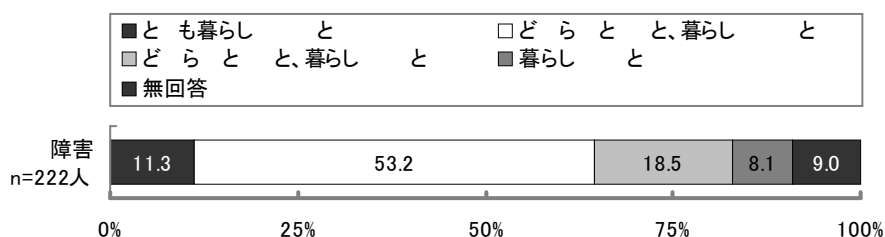
【介助の有無について】



●地域社会について

地域の人に支えられているかでは、「どちらかという、支えられていると思う」が最も多く、清須市は暮らしやすいかでは、「どちらかという、暮らしやすいと思う」が最も多いことから、地域の人々の支えもあり、暮らしやすさを実感している人が多いです。

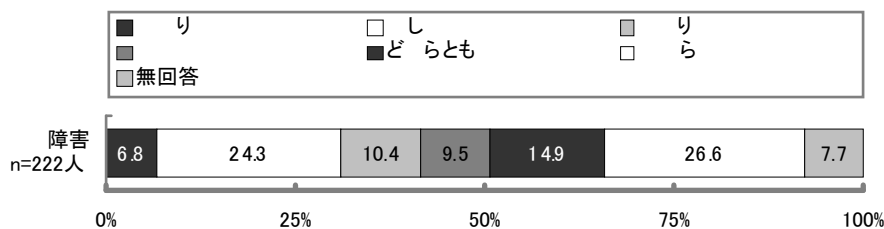
【清須市は暮らしやすいか】





障がいのある人に対する差別の改善では、「わからない」「少しずつ改善されている」の順で多く、自分の住む地域への印象では、「わからない」が最も多くなっていることから、差別や地域への印象についてはわからないという人が多いです。

【障がいのある人に対する差別の改善について】



暮らしやすいまちづくりに必要なことでは、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」「サービス利用の手続きの簡素化」「行政からの福祉に関する情報提供の充実」の順で多くなっています。

(4) たんぽぽ園利用者・清須市障害者福祉金受給者調査結果

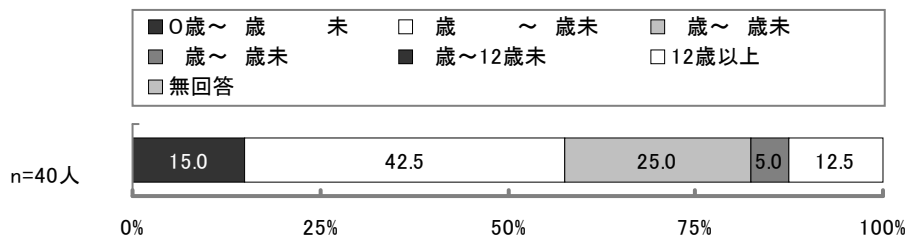
●ご自身のことについて

調査票記入者については、「調査対象のご本人」が最も多く、性別は「女性」が多くなっています。年齢では、「30～39歳」「40～49歳」が最も多くなっています。

障害者手帳の有無では、約半数の方が「どれも持っていない」と回答しています。

療育・保育・教育機関等へ行った時の年齢では、「1歳6か月～3歳未満」が最も多く、次いで「3歳～6歳未満」「0歳～1歳6か月未満」と就学前児童が多くなっています。

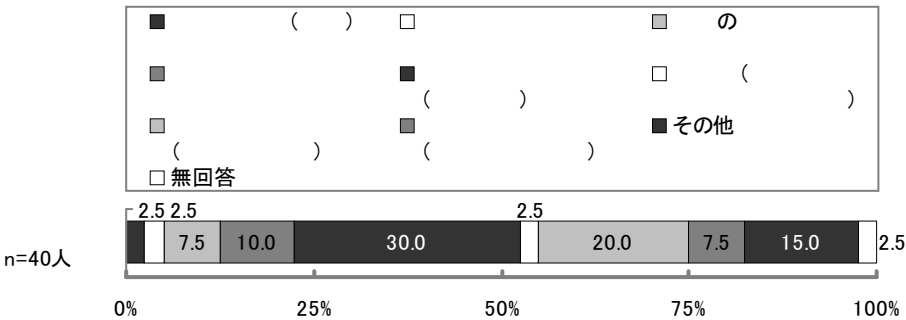
【療育・保育・教育機関等へ行った時の年齢】



●あなたの生活状況について

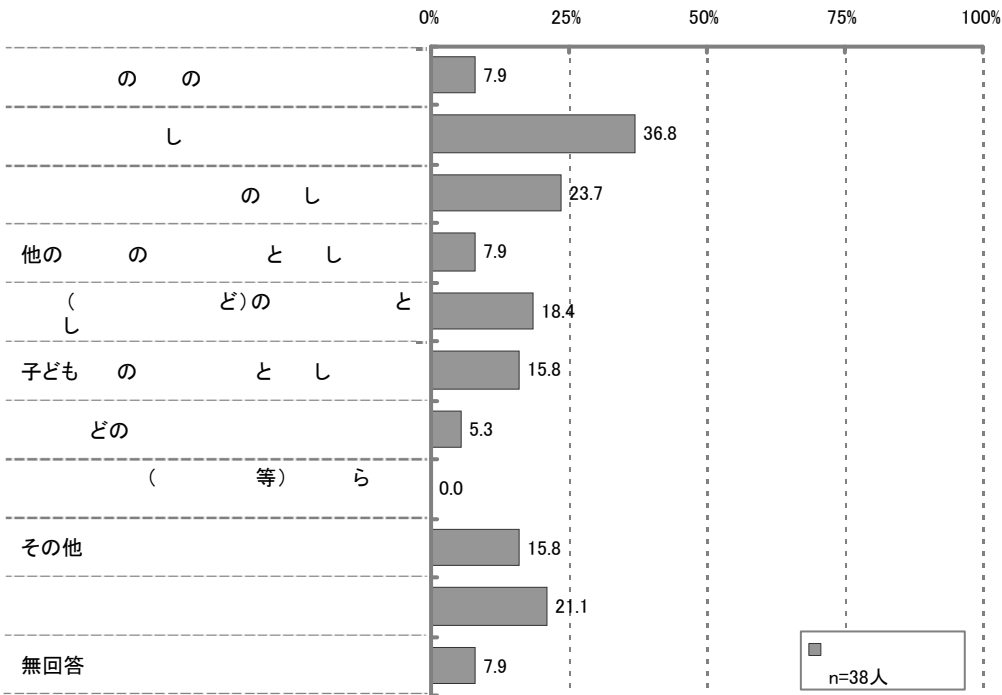
主に通っている場所では、「小学校・中学校（通常学級）」が30.0%、「小学校・中学校（特別支援学級）」が20.0%、「その他」が15.0%となっています。

【主に通っている場所】



通園・通所で困っていることでは、「友だち関係が難しい」「活動や授業についてくのが難しい」が多くなっています。

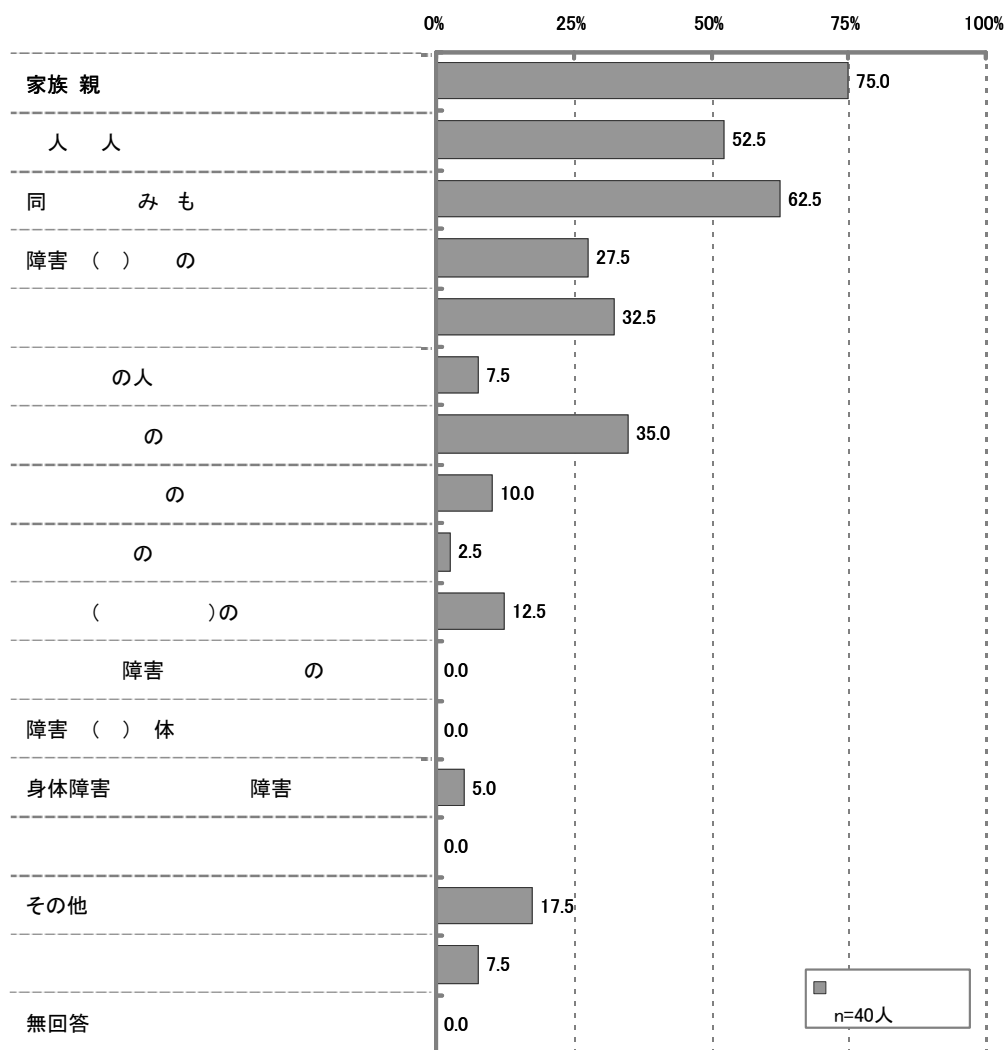
【通園・通所で困っていること】



●相談ごとについて

相談できる人の有無について、「家族・親戚」「同じような悩みをもつ保護者」「友人・知人」の順に多くなっています。

【相談できる人の有無】



相談支援・機関の満足度では、「どちらともいえない」が37.5%、「まあまあ満足」が25.0%、「やや不満」が15.0%となっています。

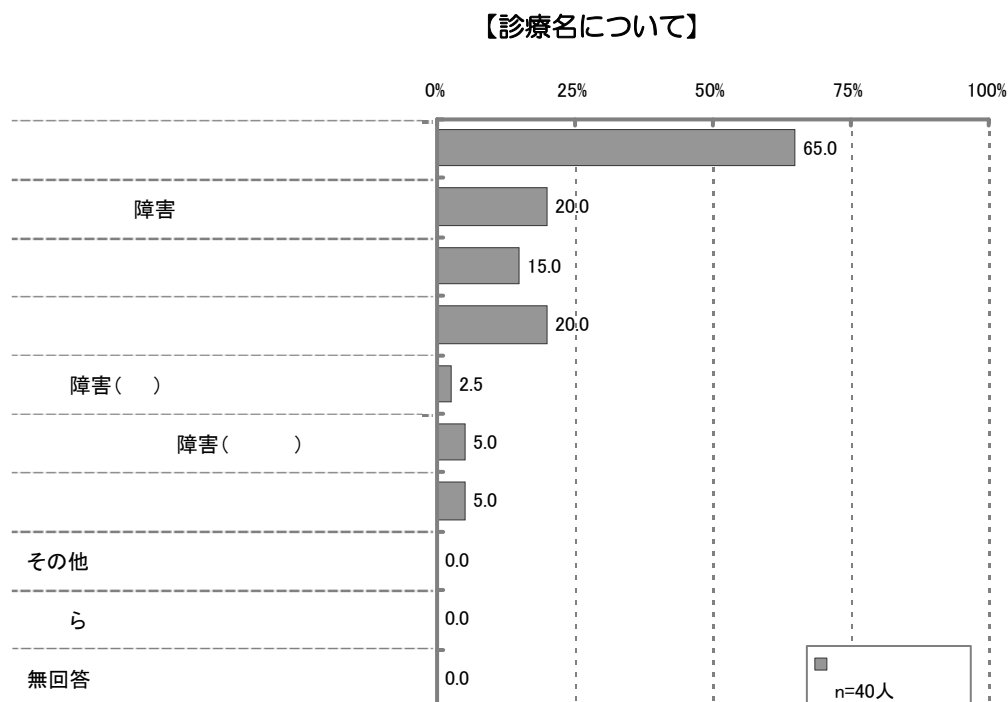
相談支援・機関への要望では、「身近なところで相談を受けられること」「いつでもすぐに相談を受けられること」「子どもとのかかわり方について具体的なアドバイスがもらえること」「相談員が専門的な知識をもっていること」などが多くなっています。

●医療などについて

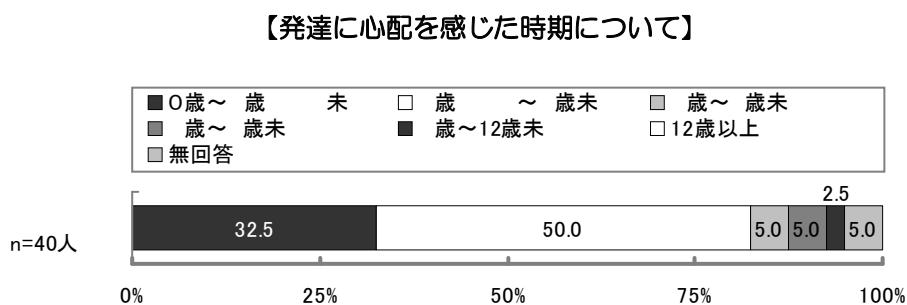
通院・入院の有無では、「定期的に通院している」が最も多くなっています。

病院・診療所の満足度では、4割の方が「まあまあ満足」と、回答しています。

診療名では、「自閉症」が65.0%、「広汎性発達障害」「高機能自閉症」が各20.0%となっています



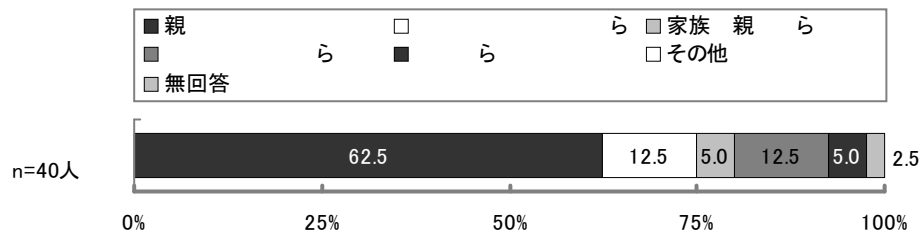
発達に心配を感じた時期では、「1歳6か月～3歳未満」が50.0%、「0歳～1歳6か月未満」が32.5%、「3歳～6歳未満」「6歳～9歳未満」が各5.0%となっています。



※「12歳以上」は、回答がありませんでした。

発達に心配を感じたきっかけでは、「親が疑問を抱いた」が62.5%、「乳幼児健診担当者から」「保育士や教員から」が各12.5%となっています。

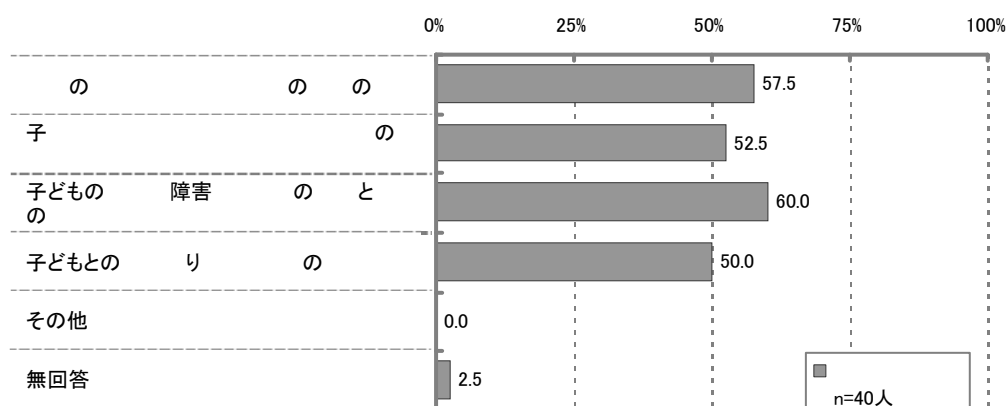
【発達に心配を感じたきっかけについて】



※「その他」は、回答がありませんでした。

発達について心配を感じてから受診するまでの間に、特に必要だと思われる支援では、「子どもの発達や障害についての知識と情報の提供」が60.0%、「専門の病院・診療所についての情報の提供」が57.5%、「子育てについて相談できる機関や場所の情報提供」が52.5%となっています。

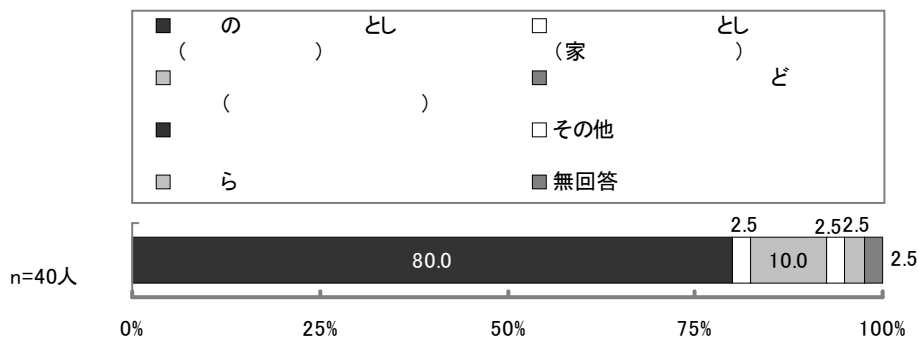
【受診までに必要だと思う支援】



病院・診療所に期待することは、「発達について専門的な知識を持つ医師や病院の数が增えること」「予約のとりやすさ・待ち時間の短いこと」「継続的な診療」「疑問や不安などへの丁寧な対応」「所属機関や相談機関とのより綿密な連携」等となっています。

将来の過ごし方では、「正規の社員・従業員として働く（自営業を含む）」が8割と就労を希望する方が多くいらっしゃいます

【将来の過ごし方について】



※「医療機関や福祉施設などで看護・介護を受ける」「自宅で過ごす」は、回答がありませんでした。

将来の不安については、「働く場があるか」「十分な収入を得ることができるようになるか」「子ども（本人）の力がどのくらい伸びるのか」等があげられています。

●災害時のことについて

災害時に困ることでは、「被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」「障害にあった対応をしてくれる避難所が近くにない」「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」「特にない・わからない」の順に多くなっています。

●地域社会について

市の啓発で必要なことでは、「障害者（児）の指導・療育に関わる職員（保育士・教員など）のための研修会」「障害者（児）のための専門の相談機関の設置」「障害を知ってもらうための講座やイベント」となっています。

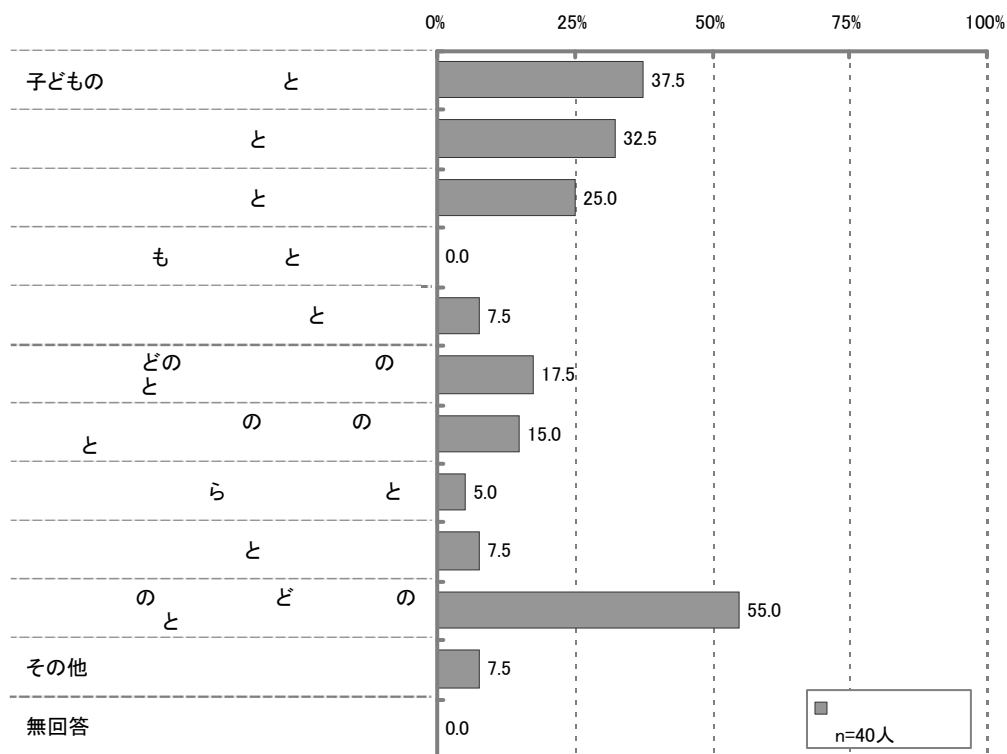
●障害福祉サービスなどについて

福祉サービス情報の入手方法では、「広報」「友人・知人」「療育施設」「市役所（福祉事務所）」等があげられています。



障害福祉サービスへの要望では、「一般就労への移行・支援など働く環境への対応ができること」が55.0%、「子どもの特徴に対応できること」が37.5%、「近隣に事業所が増えること」が32.5%となっています。

【障害福祉サービスへの要望】





4 ワークショップの開催について

(1) ワークショップの目的

障がいのある人の高齢化や、障害者自立支援法の改正など、障がいのある人を取り巻く環境は変化してきています。その中で、障がいのある人がこれからも住み慣れたまちでいきいきと暮らしていくために、いま清須市では何が課題となっているのか、何が必要かについて、市民の皆さまから生の声をいただきたいと考えており、それを反映した計画書にするため、ワークショップを開催しました。ワークショップは、清須市の障害者計画に市民の生の声を少しでも多く反映させることを目的としています。

(2) ワークショップの実施概要

	第1回目	第2回目
日時	平成23年4月27日 18:00～19:30	平成23年5月12日 18:00～19:30
テーマ	障がいのある人が安心して住み続けられる清須市とはどんなまちか	理想のまちにするための、取り組みや事業を提案しよう！
参加者	身体障害者福祉協会会員、女性の会会員、手をつなぐ親の会会員、精神障害者家族の会会員 …等	身体障害者福祉協会会員、女性の会会員、手をつなぐ親の会会員、精神障害者家族の会会員 …等
参加人数	18人	17人

第1回目のテーマ：障がいのある人が安心して住み続けられる清須市とはどんなまちか

ワークショップ第1回目では、まずワークショップの趣旨や、進め方についてご理解いただけるよう、説明しました。

そして、「障がいのある人が安心して住み続けられる清須市とはどんなまちか」について意見をいただき、理想とする清須市の像について話し合っ、意見を共有しました。

また、課題が出た場合は、その課題がクリアされたまちとはどんなまちかについて話し合っていました。

第2回目のテーマ：理想のまちにするための、取り組みや事業を提案しよう！

ワークショップ第2回目では、各グループで第1回目に出た「障がいのある人が安心して住み続けられる清須市とはどんなまちか」のまとめの項目に対して、解決策を提案していただきました。

個人や地域・ボランティア等ができそうなこと、あるといいなと思うこと、行政にこういう事業があるといいなと思うこと等について付箋等を利用し、1日目と同じように話し合いながらまとめていきました。

5 ワークショップ参加者へのアンケート

第1回目テーマ：障がいのある人が安心して住み続けられる清須市とはどんなまちか

第2回目テーマ：理想のまちにするための取り組みや事業の提案

障がいのある人が安心して住み続けられる清須市	個人・地域・ボランティア等への提案	行政への提案
障がいのある人への理解があるまち	・ 障害について学習し、理解する ・ 交流の行事等、ふれあいのできる場所へ行く（子どもも） ・ 障がいのある人に気軽に声かけしたりできる、雰囲気づくり ・ 地区単位での啓発活動 ・ ボランティア育成のための講習会、交流の場づくり ・ 障がいのある人自身が抱え込まずに情報を発信していく ・ 近くで集まれる場所を作る ・ 地域活動等に障がいのある人を積極的に誘う	・ 障害について学習できる場を設ける ・ 学齢期から障害に対する認識を深められる教育をする ・ 障がいのある人の行事に市民（健常者）が参加し、障がいのある人や、障がいのある人の活動について理解する ・ 身体、知的障害者と同様に精神障害者への支援体制を考えてほしい
利用しやすい相談窓口のあるまち	・ 障害に関する専門家に相談できる窓口をつくる ・ 困っている人に相談できる所を紹介する ・ 声かけや見守りが丁寧のできる雰囲気づくり	・ 相談窓口を分かり易くし、広報活動を積極的に行う ・ 専門家による相談機会、家庭訪問の支援 ・ 総合相談窓口や 24 時間相談、地区別相談窓口の設置 ・ 制度等が変わった際にはマニュアルを旧 4 役場に置く
働く場所、居場所のあるまち	・ 仕事を細分化し、短時間で簡単な仕事を作る ・ 民間企業等が障害への理解を深めることで、雇用へとつなげる	・ 日中に活動できる場所の設立（デイサービス） ・ 就職支援の充実 ・ 精神障害者のための場所（働く、生活する）を提供 ・ 障がいのある人の仕事の可能性を把握し、市内企業に積極的に紹介 ・ 企業への補助の充実
障がいのある人が住みやすく整備のされたまち	・ 地域の活動計画に障がいのある人が参画する ・ サロン活動や町内会行事に、障がいのある人が参加しやすい体制作り ・ 障がいのある人の潜在能力発掘のためのカルチャー講座を作る ・ 親が一人で頑張りすぎないようにサポートの枠を広げる ・ 障がいのある人の要望は、障害を理解している人が聞きとる ・ 災害時にマットレスを障がいのある人に提供する	・ 高齢者や一般の人でも利用できるリハビリ施設がほしい ・ バリアフリー調査をするなど、段差のないまちにする ・ 障がいのある人を中心にした交通サービス等の検討 ・ 災害時の避難場所等が分かりやすいようにする ・ 災害弱者対応の指定施設を確保する ・ 移送サービスの充実 ・ 自治会に障害者協会の役員を加える ・ 車いすでもバスに乗れるように改良 ・ 障がいのある人のための施設やサービスへの経済的な支援

6 ワークショップ結果と調査結果関連項目まとめ

ワークショップにおいて「障がいのある人が安心して住み続けられる清須市」について協議した結果、以下の4つのまちを目指すこととなりました。

ワークショップでまとめた清須市を目指す4つのまち

- ① 障がいのある人への理解があるまち
- ② 利用しやすい相談窓口のあるまち
- ③ 働く場所、居場所のあるまち
- ④ 障がいのある人が住みやすく整備されたまち

これらを実現するためにできることとして、「個人・地域・ボランティア等」と「行政」へ向けて、様々な提案が出されました。

それらの提案に基づき、アンケート調査結果において実際にどのような要望等があるのか、関連する設問から傾向をみるため、それぞれに関連するグラフを掲載します。

(1) ワークショップでまとめた清須市を目指す4つのまち

① 障がいのある人への理解があるまち

ワークショップのまとめ

■個人・地域・ボランティア等への提案

- ・ 障害について学習し、理解する
- ・ 交流の行事等、ふれあいのできる場所へ行く（子どもも）
- ・ 障がいのある人に気軽に声かけしたりできる、雰囲気づくり
- ・ 地区単位での啓発活動
- ・ ボランティア育成のための講習会、交流の場づくり
- ・ 障がいのある人自身が抱え込まずに情報を発信していく
- ・ 近くで集まれる場所を作る
- ・ 地域活動等に障がいのある人を積極的に誘う

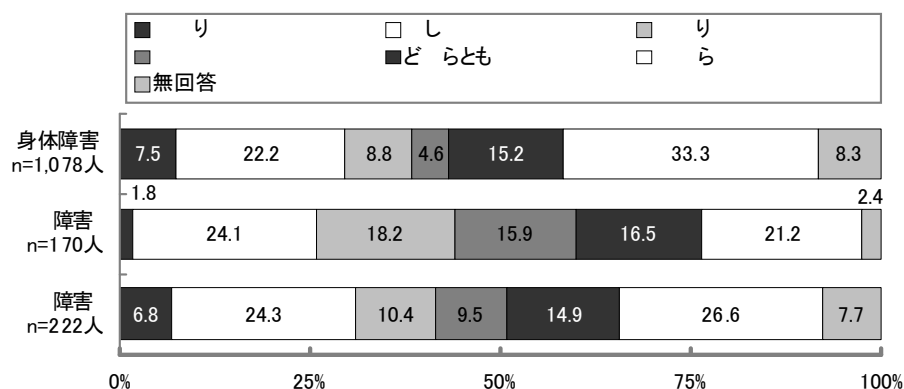
■行政への提案

- ・ 障害について学習できる場を設ける
- ・ 学齢期から障害に対する認識を深められる教育をする
- ・ 障がいのある人の行事に市民（健常者）が参加し、障がいのある人や障がいのある人の活動について理解する
- ・ 身体、知的障害者と同様に精神障害者への支援体制を考えてほしい

関連するアンケート調査結果

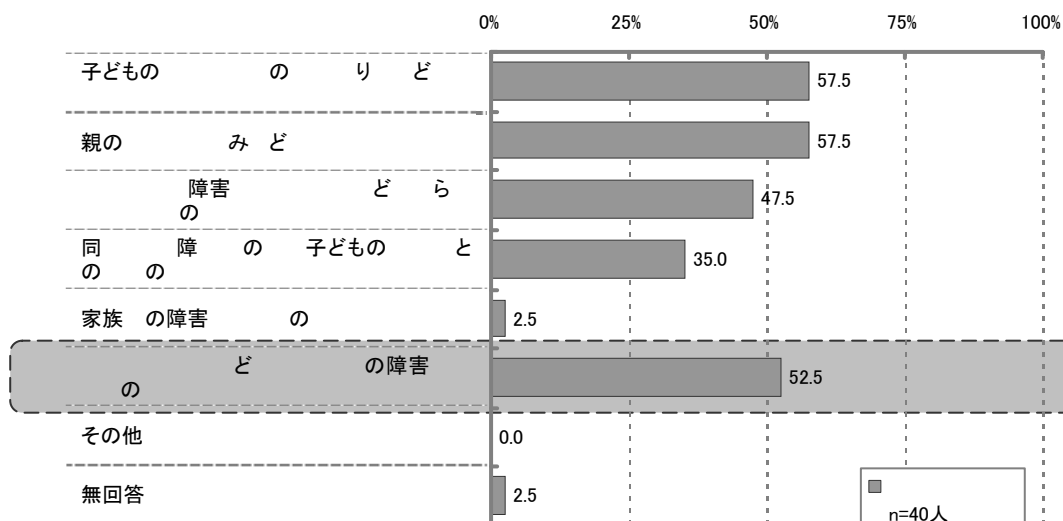
▶▶ 3 障害への調査結果

- 5年前と比べて障がいのある人に対する差別や偏見は改善されたと思いますか。
(○は1つだけ)



▶▶ たんぽぽ園利用者・清須市障害者福祉金受給者調査結果

- 受診・診断後の支援として、特に必要だと思われるものは何ですか。(○は3つまで)



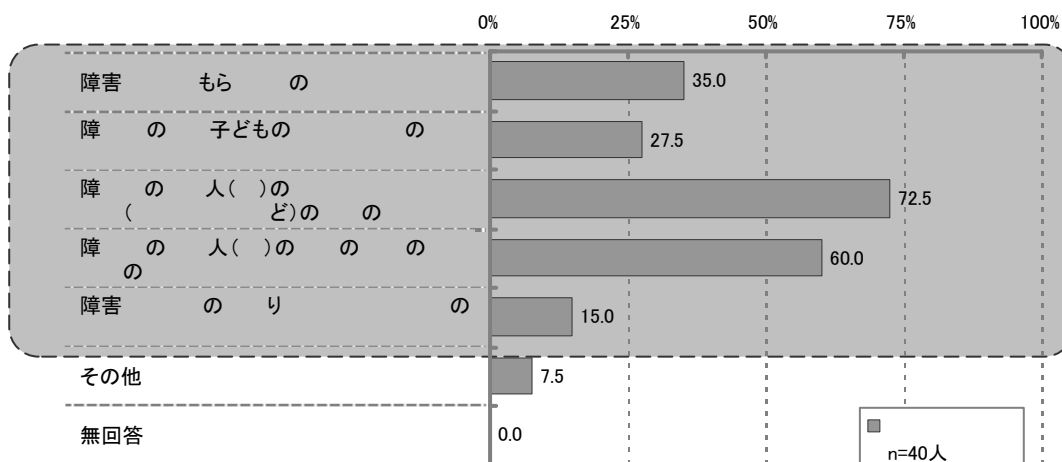
※3障害とは、身体障害、知的障害、精神障害のことです。

※たんぽぽ園利用者とは、たんぽぽ園（母子通園施設）を利用されている方のことです。

※清須市障害者福祉金受給者とは、自閉症状群と診断された方で清須市障害者福祉金を受給している方のことです。

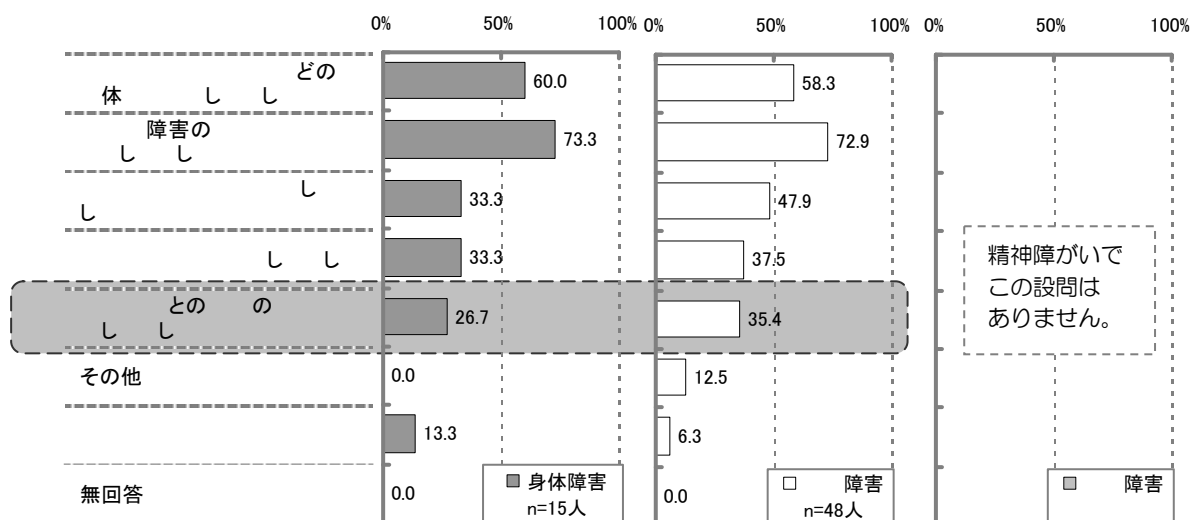
▶ たんぽぽ園利用者・清須市障害者福祉金受給者調査結果

●市が行う啓発について、どのような取り組みが必要だと思いますか。(○は3つまで)



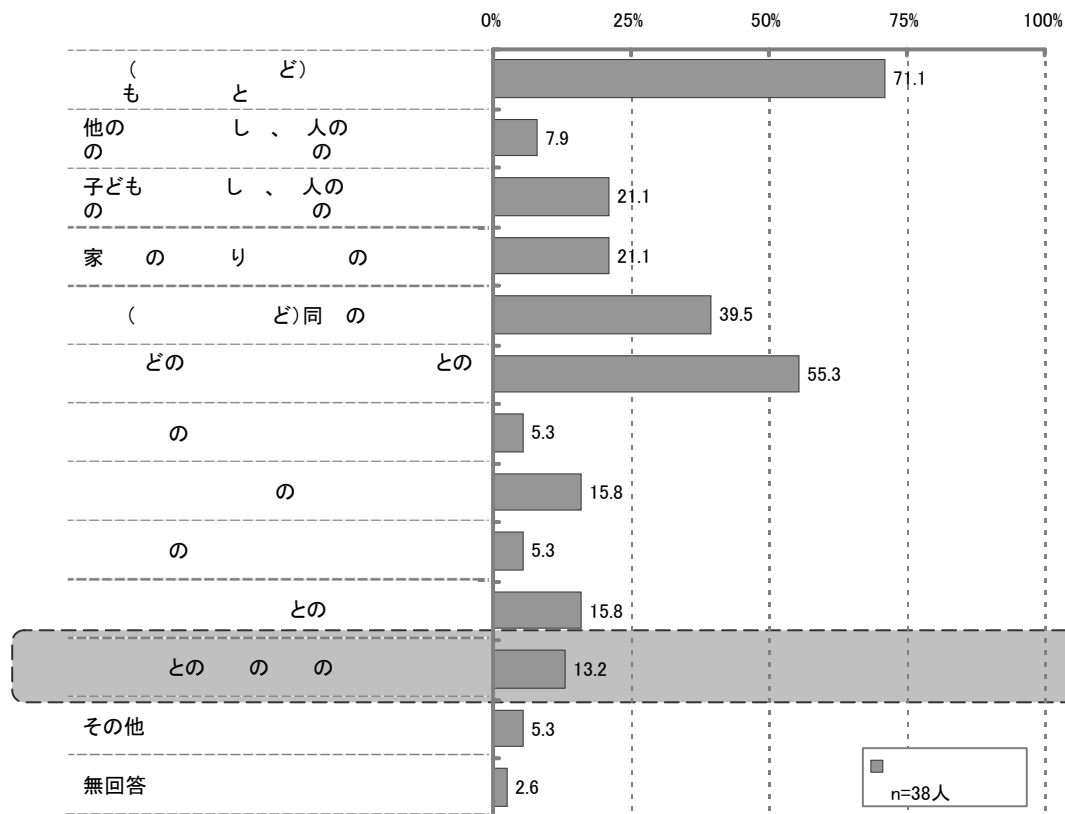
▶ 3 障害への調査結果

●市が行う啓発について、どのような取り組みが必要だと思いますか。(○は3つまで)



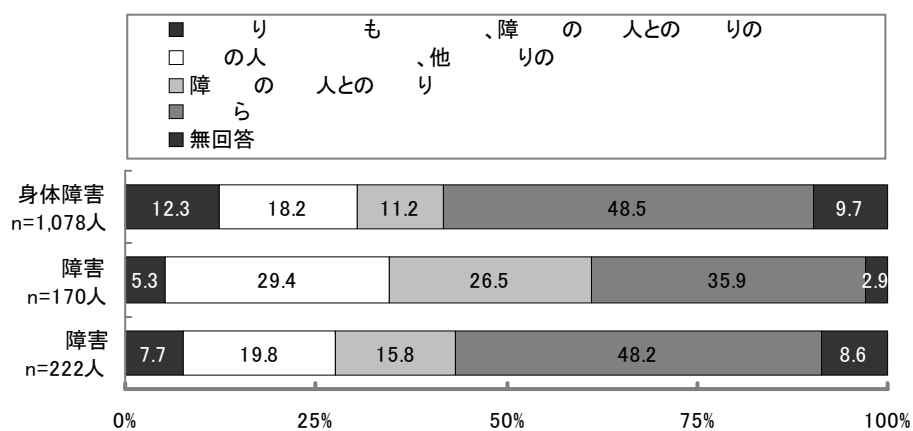
▶ たんぽぽ園利用者・清須市障害者福祉金受給者調査結果

●現在通っている療育・保育・教育機関に期待することはどのようなことですか。
(○は3つまで)



▶ 3 障害への調査結果

●今の自分の住む地域は、障がいのある人に対してどんな地域ですか。(○は1つだけ)



② 利用しやすい相談窓口のあるまち

ワークショップのまとめ

■個人・地域・ボランティア等への提案

- ・ 障害に関する専門家に相談できる窓口をつくる
- ・ 困っている人に相談できる所を紹介する
- ・ 声かけや見守りが丁寧のできる雰囲気づくり

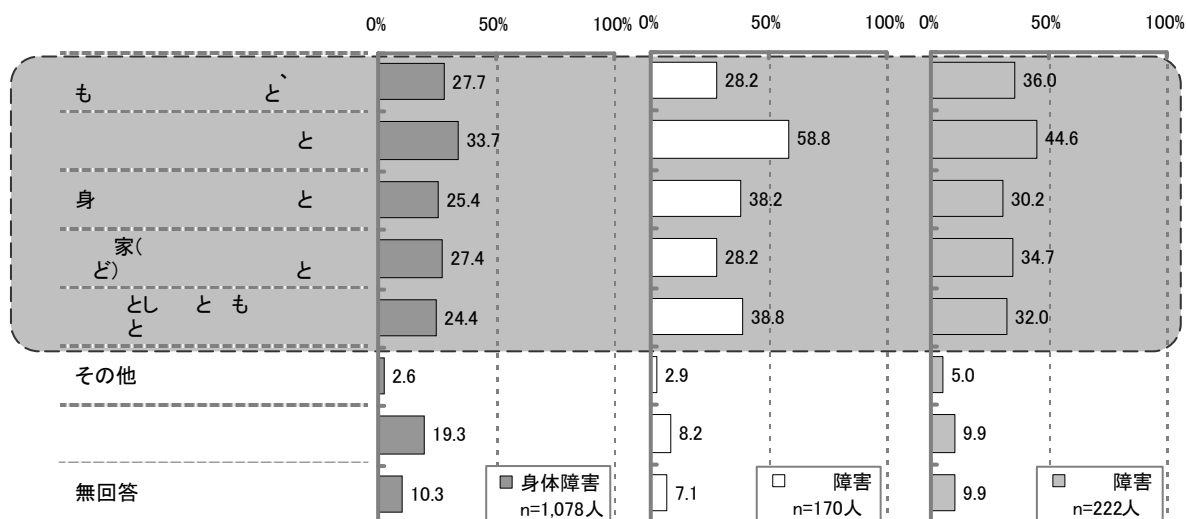
■行政への提案

- ・ 相談窓口を分かり易くし、広報活動を積極的に行う
- ・ 専門家による相談機会、家庭訪問の支援
- ・ 総合相談窓口や24時間相談、地区別相談窓口の設置
- ・ 制度等が変わった際にはマニュアルを旧4役場に置く

関連するアンケート調査結果

▶▶ 3 障害への調査結果

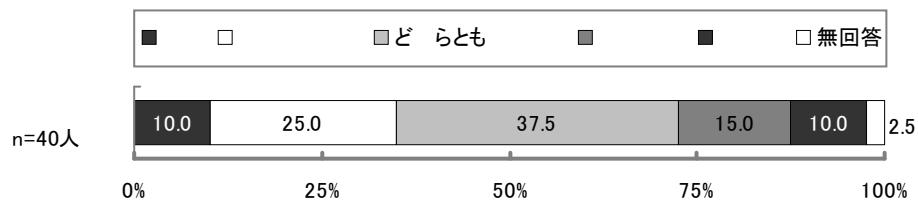
- あなたが相談しやすいと思う相談窓口はどんなところですか。
(あてはまるものすべてに○)





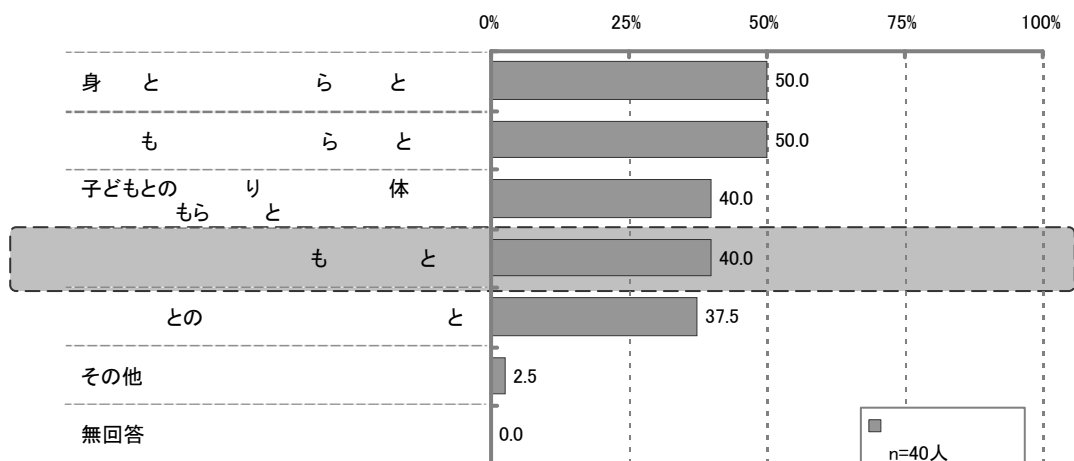
▶▶ たんぽぽ園利用者・清須市障害者福祉金受給者調査結果

●相談支援や相談機関に対する満足度はどれですか。(○は1つだけ)



▶▶ たんぽぽ園利用者・清須市障害者福祉金受給者調査結果

●相談支援や相談機関への要望は何ですか。(○は3つまで)



③ 働く場所、居場所のあるまち

ワークショップのまとめ

■個人・地域・ボランティア等への提案

- ・仕事を細分化し、短時間で簡単な仕事をつくる
- ・民間企業等が障害への理解を深めることで、雇用へとつなげる

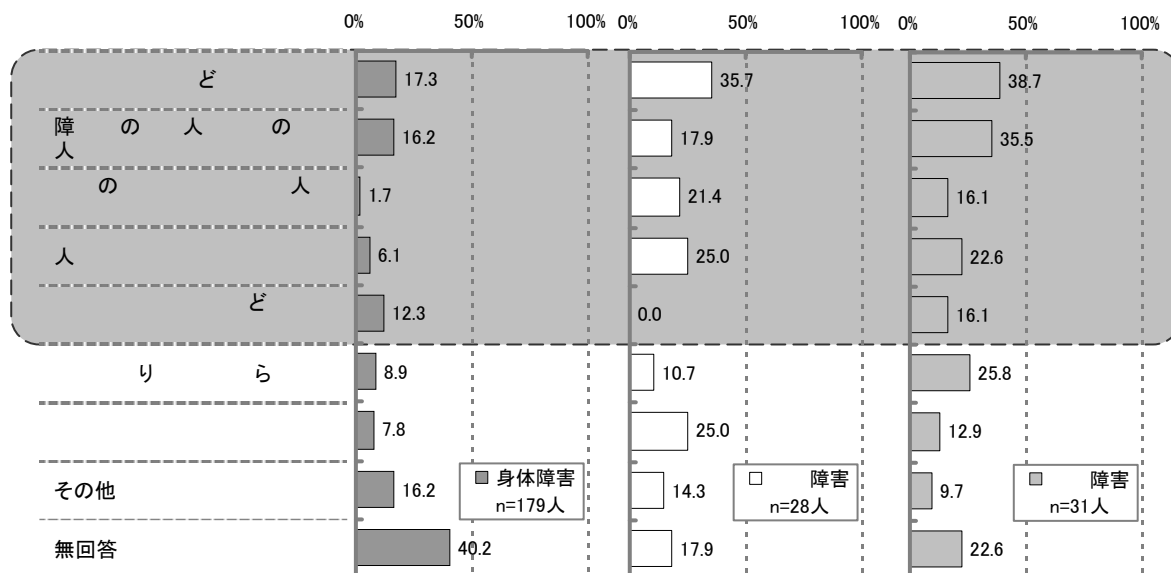
■行政への提案

- ・日中に活動できる場所の設立（デイサービス）
- ・就職支援の充実
- ・精神障害者のための場所（働く、生活する）を提供
- ・障がいのある人の仕事の可能性を把握し、市内企業に積極的に紹介
- ・企業への補助の充実

関連するアンケート調査結果

▶▶ 3 障害への調査結果

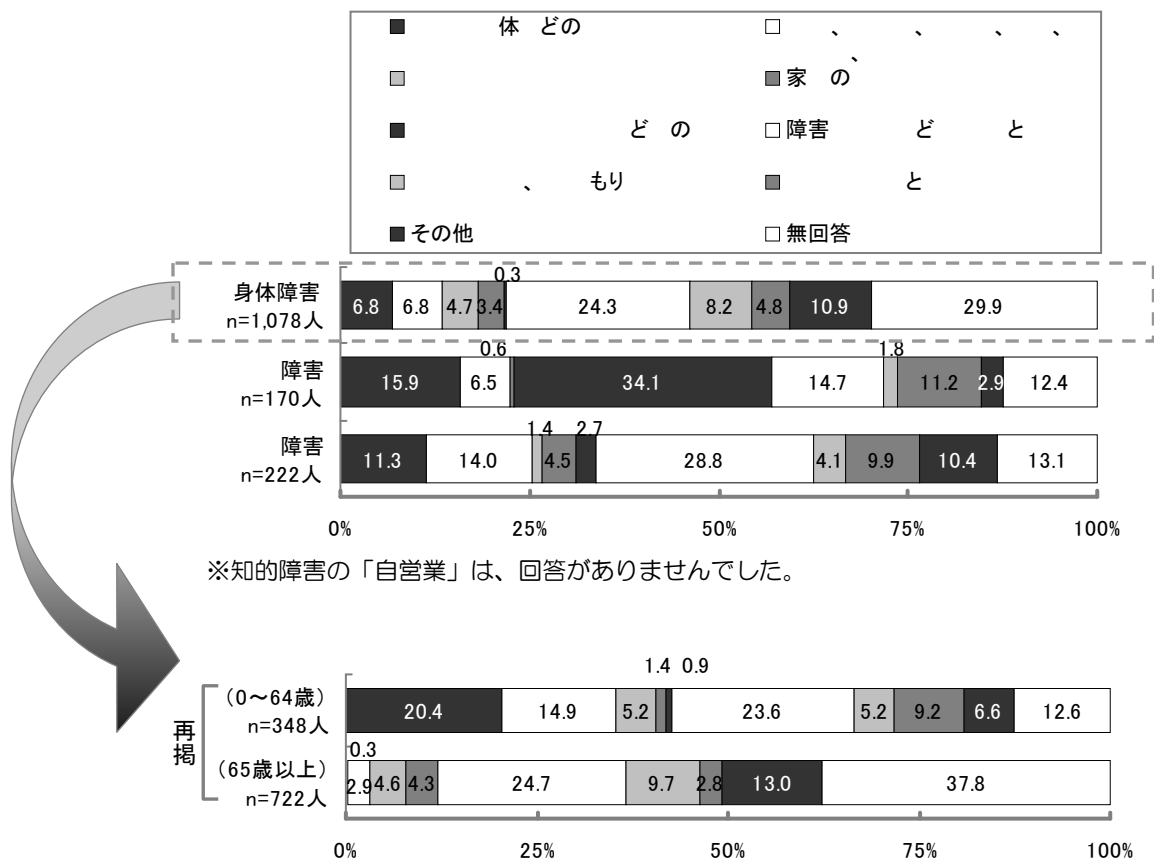
●仕事で困ったり不満に思うことがありますか。（あてはまるものすべてに○）





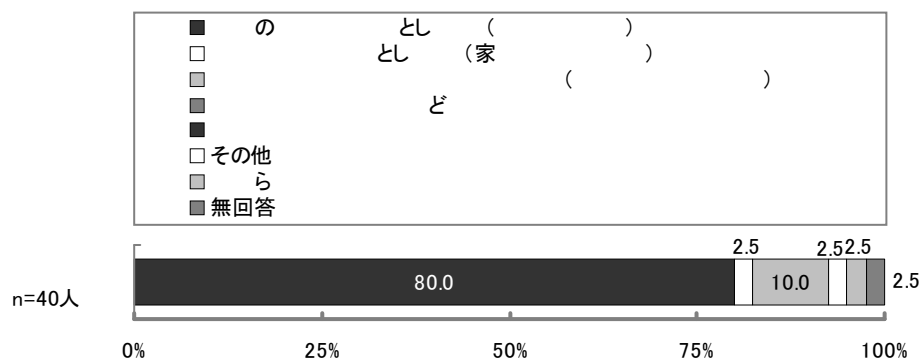
▶▶ 3 障害への調査結果

- あなたは、今後どのような形で働くことを希望されますか。働いていない方は、その理由を選んでください。（○は1つだけ）



▶▶ たんぽぽ園利用者・清須市障害者福祉金受給者調査結果

- 将来はどのように過ごしたいと思いますか。（○は1つだけ）



※「医療機関や福祉施設などで看護・介護を受ける」「自宅で過ごす」は、回答がありませんでした。

④ 障がいのある人が住みやすく整備のされたまち

ワークショップのまとめ

■個人・地域・ボランティア等への提案

- ・地域の活動計画に障がいのある人が参画する
- ・サロン活動や町内会行事に、障がいのある人が参加しやすい体制づくり
- ・障がいのある人の潜在能力発掘のためのカルチャー講座をつくる
- ・親が一人で頑張りすぎないようにサポートの枠を広げる
- ・障がいのある人の要望は、障害を理解している人が聞きとる
- ・災害時にマットレスを障がいのある人に提供する

■行政への提案

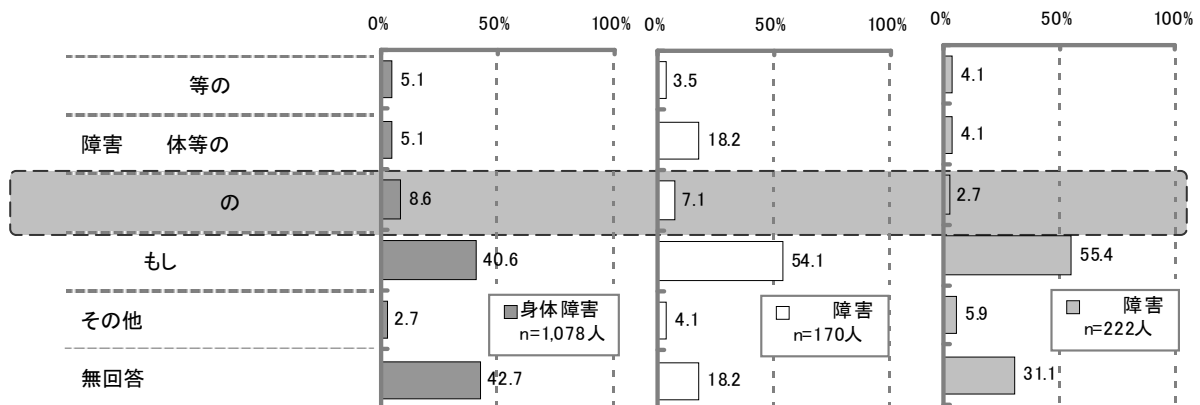
- ・高齢者や一般の人でも利用できるリハビリ施設がほしい
- ・バリアフリー調査をするなど、段差のないまちにする
- ・障がいのある人を中心にした交通サービス等の検討
- ・災害時の避難場所等が分かりやすいようにする
- ・災害弱者対応の指定施設を確保する
- ・移送サービスの充実
- ・自治会に障害者協会の役員を加える
- ・車いすでもバスに乗れるように改良
- ・障がいのある人のための施設やサービスへの経済的な支援

関連するアンケート調査結果

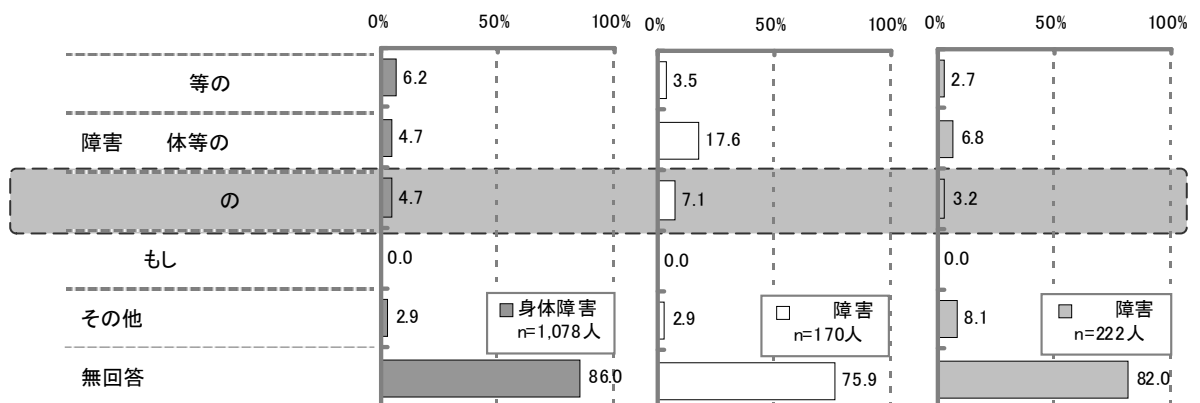
▶ 3 障害への調査結果

●あなたのここ最近1年間の活動と、今後の活動について、あてはまるものはどれですか。（あてはまるものすべてに○）

1年間の活動

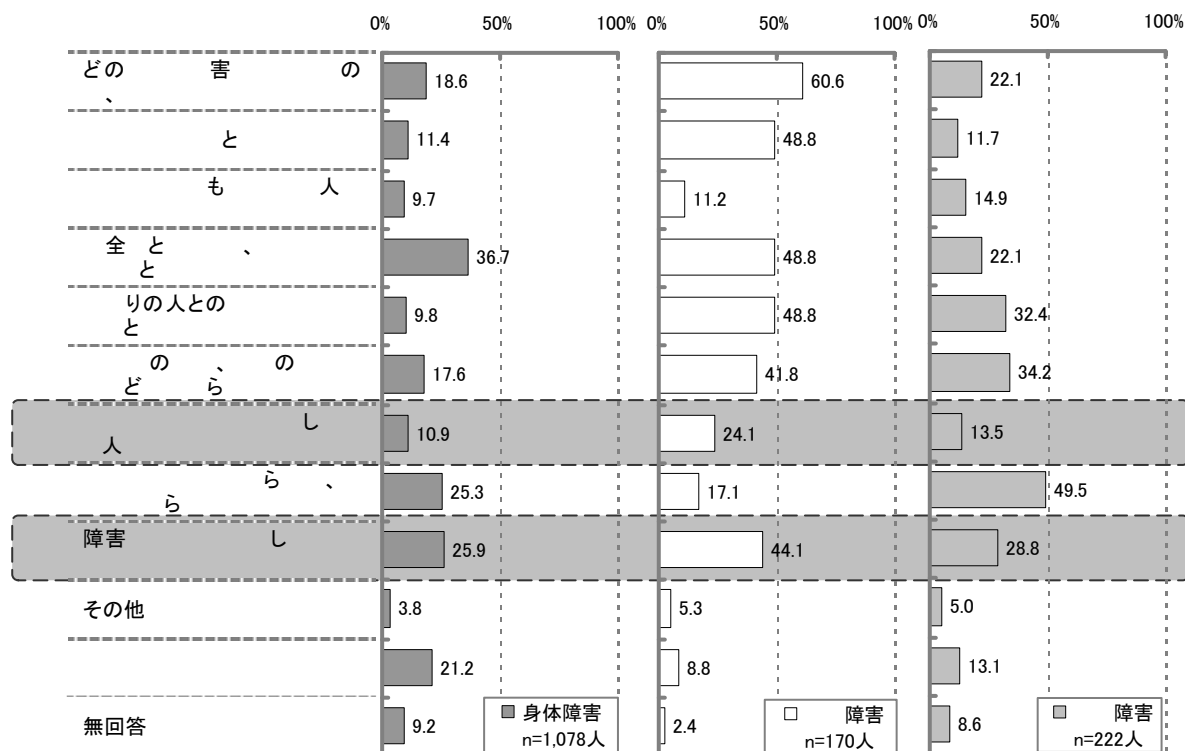


今後の活動



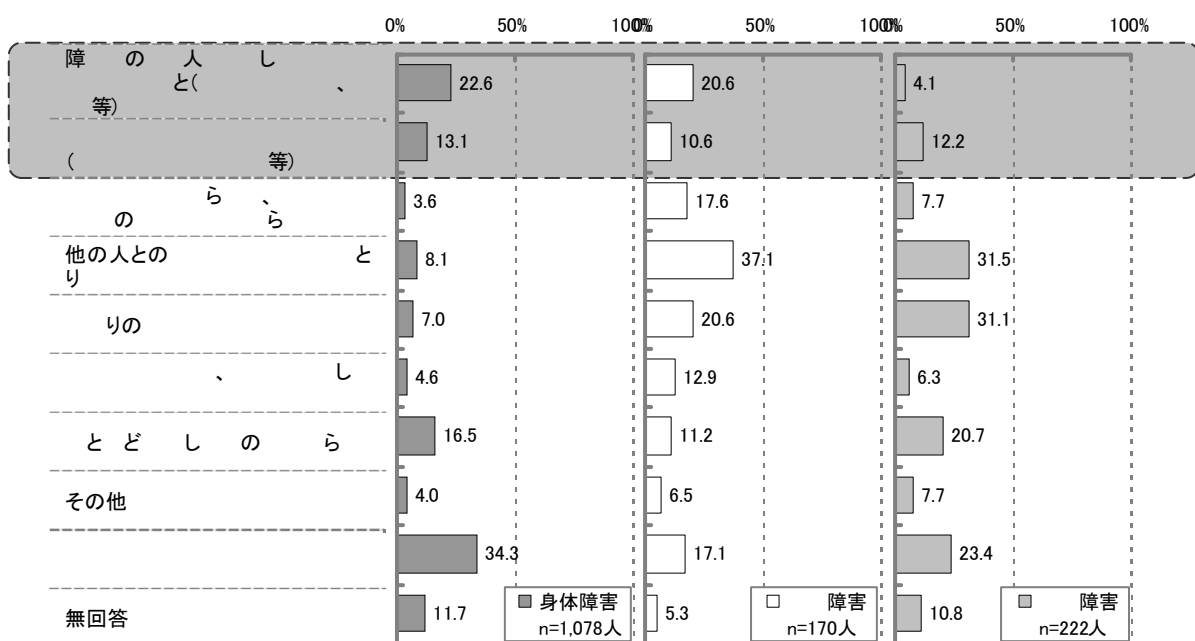
▶▶ 3 障害への調査結果

- 地震や火事、台風などの災害時に困ると思われることは何ですか。
(あてはまるものすべてに○)



▶▶ 3 障害への調査結果

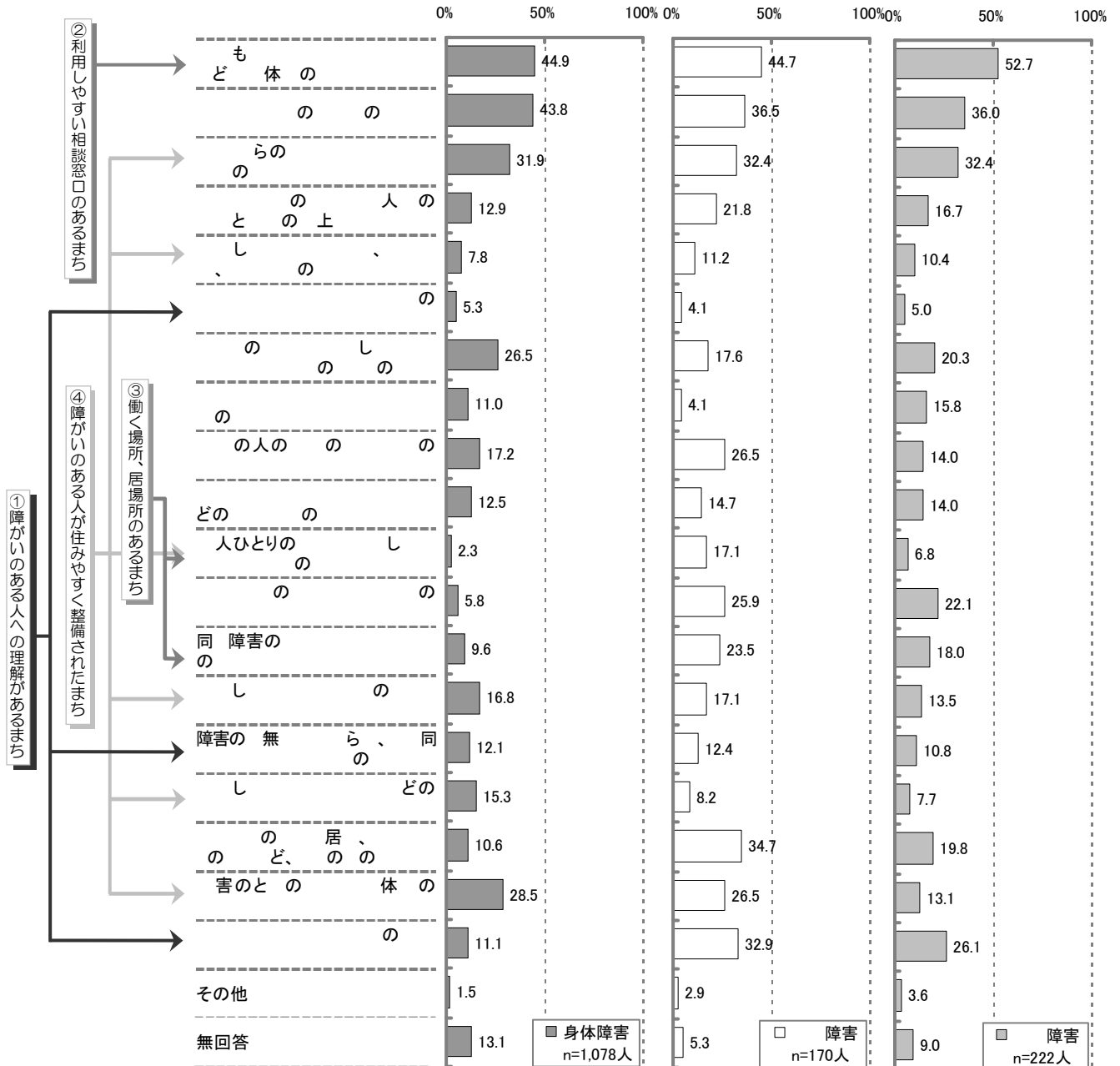
- あなたが外出するときに、困ったり不便に感じたりすることは何ですか。



(2) 目指す4つのまち全体に関連する調査結果

▶ 3 障害への調査結果

●障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと考えますか。(〇は5つまで)





7 障がいのある人を取り巻く課題等

(1) 誰もが暮らしやすい地域社会の実現

障がいがあっても、住み慣れた地域の中であたり前に働き、安心して暮らし続けられるよう、多様な活動、交流、居住の場等を確保し、障がいのある人とその家族を支える基盤整備を進めていかなければなりません。在宅における障がいのある人や家族の高齢化に伴い、グループホームや日中活動の場などの拠点の整備が必要です。

また、障がいのある人がその能力や希望にそった社会参加ができるように、日中活動の場の確保を着実に進めることが重要です。

(2) 障がいのある人とその介助者への対応

本市の人口の高齢化に伴い、障がいのある人やその介助者の高齢化も同時に進んでいると言えます。

知的障がいのある人では、親が介護をしている場合が多く、障がいのある人やその介助者の高齢化とあわせ、「親亡き後」の生活支援のあり方が大きな課題となっています。

このため、グループホーム・ケアホーム、入所施設をはじめとした多様な生活の場の確保、ホームヘルプサービスなどの地域での生活を支えるサービスの充実、医療的ケアとの連携等を図ることなどにより、障がいのある人とその家族を支える基盤整備を進めていく必要があります。

(3) 入所・入院等からの地域生活への移行・定着

障害の種別に関わらず、また、どんな重度の障がいのある人であっても、地域社会の一員として自立し安心して暮らすことのできる地域生活の実現が求められています。施設に入所している障がいのある人の地域移行や退院可能な精神障がいのある人の社会的入院の解消が大きな課題となっています。

精神科医・作業療法士・看護師等の医療関係者と障害福祉サービス事業所、市の保健師などが連携し、訪問支援など適切な支援の充実を図ることが求められています。また、退院や地域での定着をサポートするため、入院中から住居の確保や新生活の準備等の支援を行うなど地域生活している者に対する相談等のサポートを行うなど、退院や地域での定着の支援体制を充実していくことが重要です。

（４）就労支援の充実

障がいのある人の地域における自立と社会参加をさらに進めるためには、働きたい意欲や能力をもった人が就労できるようにするための支援の強化が求められています。

アンケート調査では、身体障害者の64歳未満までの人では、一般企業やパート・アルバイト、福祉作業所などで働きたいと希望しています。知的障害者では、就労継続支援Ａ・Ｂ型などでの仕事が最も多い回答となっています。また、精神障害者では、障害や病気などで働くことができない回答が最も多い状況でした。一般就労を継続するためには、日常生活支援や悩み等を気軽に相談できる体制、就労意欲の継続など様々な支援が求められます。しかしながら、障害者雇用施策の推進により、障がいのある人の一般就労の機会は拡大していますが、障害者雇用率の未達成な企業が多いなど、障害者雇用の状況は依然厳しい状況にあります。

ハローワークや企業と連携した一般就労の受け入れ先の確保や、就労支援センターと連携した就労面と生活面の一体的な就労支援サービスの提供など、一般就労への移行の促進と安心して働き続けるための支援策を検討し、多様な一般就労の受け入れ先を確保する必要があります。

（５）相談支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で豊かな生活を送るためには、相談や情報提供などの体制を整備し、必要とするサービスが的確に提供できるように支援する必要があります。

保健・医療・福祉をはじめ様々な情報を集約し、複数のニーズを持った障がいのある人の相談に総合的に対応できるよう、市と相談支援事業者を中心とした相談体制を充実するとともに、関係機関との連携をより一層強化する必要があります。

（６）権利擁護・虐待の防止

障がいのある人が、安心して自立した生活を送るためには、適切なサービスが選択できるとともに、財産や権利が守られなければなりません。また、相談支援事業の利用や障害福祉サービス等の提供に際して、障がいのある人の権利が擁護され、公平性・中立性が確保されることが重要です。このため、成年後見制度利用の促進や障害者虐待の未然防止および早期発見、その後の適切な支援を行うなど、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制を確立することが求められています。



(7) 障がいのある人への理解

障がいのある人が地域での生活、就労、社会参加を推進するためには、障がいのある人に対する理解が欠かせません。市では、障がいのある人に関わるイベント等を通じた交流など、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを行っています。

しかしながら、障がいのある人への理解が徐々に浸透しているとは言え、まだまだ障がいのある人が安心して地域生活を送ることができない状況もあります。地域住民への障がいのある人に対する意識啓発を促進することはもとより、幼児期から学齢期における子ども達への障がいのある人に対する正しい理解、普及啓発を通じた心のバリアフリー推進が必要です。また、今般、障害者自立支援法等改正法により、発達障害は精神障害に含まれるものと明記されました。成人の発達障害は社会的認知に乏しく無視されやすく、今なお「子どもの障害」であるとの認識を持っている人も少なくありません。発達障害を理解し、発達障害者が地域で安心して生活できるよう適切に支援するため、行政機関、医療機関、相談支援機関等との連携を強化していく必要があります。

第 章

計画の基本的な



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、国の障害者基本法に示された、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権享有するかけがえない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加」を基本とする理念を踏まえ、障がいのある人だけでなく、すべての市民のための計画と位置づけ、『価値共有』しながらだれもが自分らしい生き方を追求でき、市民相互の心のぬくもりが実感できるまちづくりを目指すものとします。

また、この基本理念の実現のために、5つの基本目標を定め施策を推進していきます。

基本理念

一人ひとりの生き方をともに支えあう 夢応援・きよす

2 基本目標

「一人ひとりの生き方をともに支えあう 夢応援・きよす」の実現に向けて、次の基本方針のもとに取り組みを進めます。

《基本目標1》人のつながりを大切にする（意識啓発、ボランティア活動）

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図り、障害や障がいのある人に対しての理解を促進するための施策を推進します。

《基本目標2》自立した生活をともに支えあう（保健・医療、生活支援）

障害者自立支援法の施行によるサービス内容の変化があるなか、利用者本位の考え方に立って、サービス利用の促進や日常生活への支援を進めるとともに、地域生活への移行を推進します。

また、生活の質の向上のため各種の健康診査・健康教育を充実するとともに、健康な毎日のための啓発・相談事業を進めていきます。さらに、適切な時期に医療サービスを受ける機会が確保できるよう必要な取り組みを実施します。



《基本目標3》ともに充実した生き方を創りだす（教育・育成、雇用・就業）

ノーマライゼーションを実現するためには、障がいのある人自身の可能性を最大限に発揮し、社会参加することが必要となります。そのため、障害の早期発見、早期療育を支援する体制や障害児一人ひとりの個性や能力に応じた教育・保育活動などの充実を図ります。

また、就労、スポーツ・文化活動などへの障がいのある人個々の状態に応じた能力向上を支援し、多様な分野で社会参加できる環境づくりを進めます。

《基本目標4》生活の安全を形にする（生活環境、防犯・防災）

すべての人が、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備や生活空間のバリアフリー化を推進します。また、防災・安全対策の充実を図るとともに情報バリアフリーを推進します。

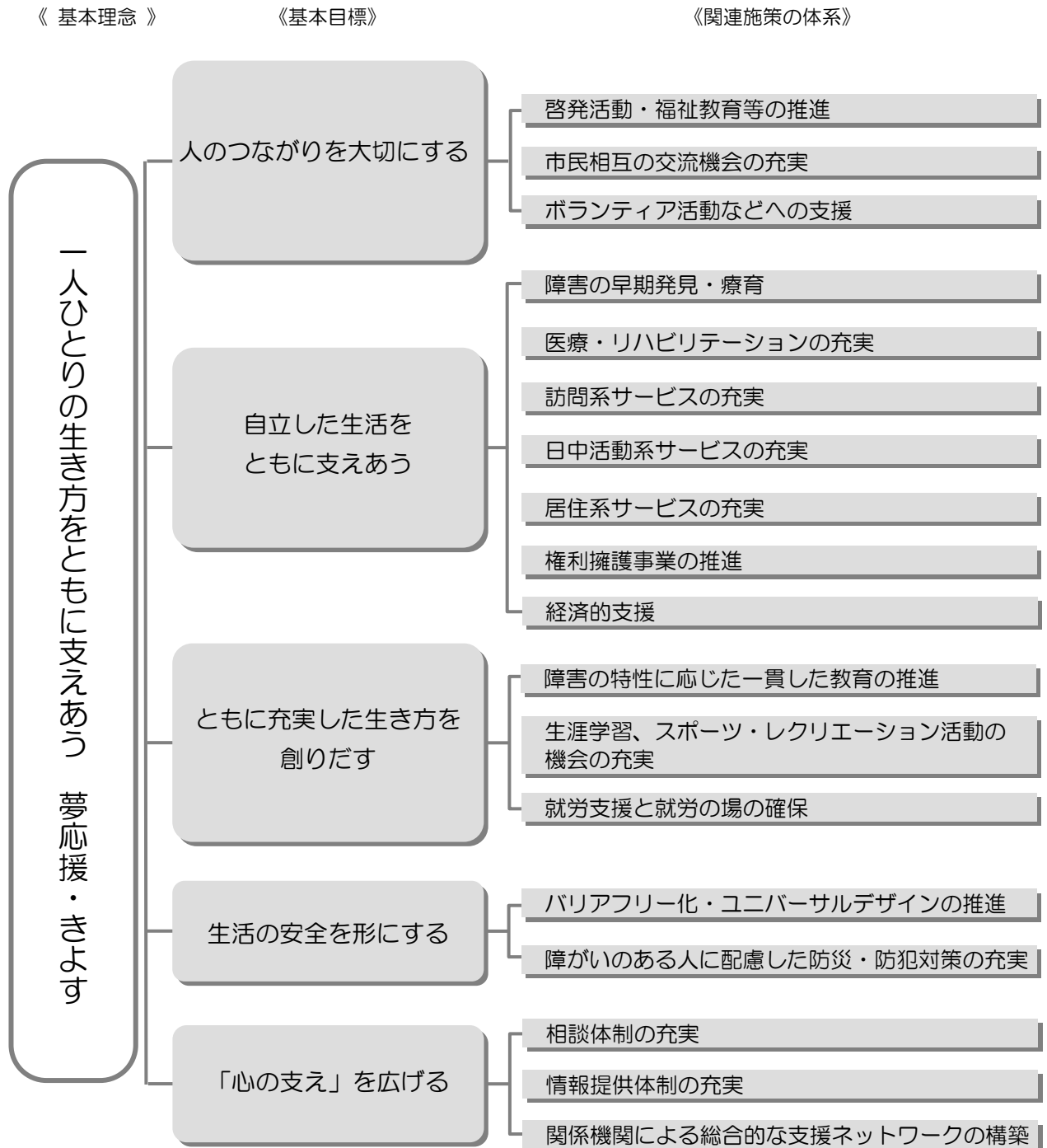
《基本目標5》「心の支え」を広げる（相談、情報提供、総合的支援のネットワーク化）

障がいのある人が主体的に生活できるよう、必要なサービスにつなげていく相談体制の充実を図ります。また、多様なサービスなどに関する情報提供体制の充実を図ります。

障がいのある人すべてが地域の中で安心して暮らせるよう、市民参加による支えあいの活動を広げ、市や関係機関・団体等と一体となり総合的な支援のネットワークづくりを進めます。

3 計画の体系図

以下の体系により基本理念の実現に向け、計画を推進していきます。



第 章

計画に関する 策の

第4章 計画に関する施策の推進内容

1 人とつながりを大切にする

(1) 啓発活動・福祉教育等の推進

近年、国の障害者福祉施策においては、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という理念が打ち出されています。そのためには、障害及び障がいのある人に対する理解や、地域での支え合いが必要です。本市においても、広報やホームページ及び啓発冊子等により、障害に対する市民の理解を深める啓発に努めています。

施策① 「障害」や障害者施策に関する市民の意識啓発と情報提供の充実

概要	・市のホームページを活用するなど、「障害」や「障がいのある人」に対する市民各層の理解と協力を得るための啓発活動の充実 ・「障害」や「障害者問題」に関する啓発資料の収集と作成 ・「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「人権週間」（12月4日～12月10日）などを通じた人権教育、啓発活動の推進 ・障害者関係団体による市民への自主的な啓発活動の促進			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

広報やホームページ、福祉ガイドを活用し、市民へ障がいのある人等への理解を深めてもらう事や福祉施策の最新情報を提供していますが、まだまだ認知度が低いと感じられるため、掲載方法等を勘案し、より分かりやすく資料提供ができるよう工夫する必要があります。

<施策の展開>

「障害者週間」「人権週間」に合わせ人材教育・啓発活動を推進します。障害者団体自身による障害者施策等の啓発活動を支援していきます。

施策② 就学前教育、学校教育等における一貫した福祉教育の推進

概要	・就学前教育や学校教育での総合的学習の時間などを活用した福祉教育の推進 ・学校に対する福祉意識啓発機会の充実			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	
担当課	学校教育課			

<現状と課題>

社会福祉協議会との連携による福祉実践教室の開催など、各小中学校で福祉教育の推進が図られています。

<施策の展開>

福祉教育の推進を図るとともに、研修会を開催するなど、学校に対する福祉意識の啓発に努めます。

施策③ 生涯学習の観点からの人権問題や障害者問題の学習機会の充実

概要	・生涯学習を通じた人権問題や障害者問題に関する学習機会の充実 ・人権啓発事業の充実 ・障がいのある人の支援に必要な基本的知識の普及			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
		●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

人権擁護委員による学校訪問や街頭啓発により、人権に関する基本的知識の普及に努めています。

<施策の展開>

人権擁護委員による小中学校、幼稚園、保育園、児童館等を訪問しての啓発活動及び街頭啓発によるPR活動に協力をしていきます。

(2) 市民相互の交流機会の充実

障がいのある人がより安心して生活し、地域社会との交流を進めるため、市民が障害及び障がいのある人に対してより理解を深めるため、広く情報の共有・提供を進めていく必要があります。

施策① 障害者団体や市民の自主的な交流活動への促進と支援

概要	・ 障害の有無を問わず市民相互が日常的に交流できる機会の創出や市民の自主的な交流事業の促進 ・ 開催場所の提供や開催にかかわるアドバイスなど障害者団体や地域における市民の自主的な交流活動への支援			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

地域においてサロン活動の推進を勧めており、社会参加・交流の場を創設しています。(清須市社会福祉協議会)

<施策の展開>

地区活動を推進し、障がいのある人の社会参加、交流の場の充実を図ります。

施策② 障がいのある人の参加促進

概要	・ 各種の交流活動・事業への、介助者や手話通訳者などの配慮などに対する支援			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
			●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

必要とされる事業については、手話通訳や要約筆記等の配慮を行っています。

<施策の展開>

余暇活動等への参加に対する介助者派遣及び講演会等に対する手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っています。

(3) ボランティア活動などへの支援

特に支援が求められる知的障害者や精神障害者の支援のためのボランティア活動の推進、地域社会との交流などの施策を進めていきます。

施策① ボランティアやNPOの育成

概要	・ボランティアに関する相談や研修機会の充実など、ボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の促進 ・特に支援が求められる、知的障害者や精神障害者の支援のためのボランティアやNPOの育成 ・障がいのある人自らが同じ立場から障がいのある人を支援するボランティア活動（ピア・サポート活動）の育成			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
		●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

毎年、ボランティアの育成や学習のための講座を開催しており、知的障害者や精神障害者の支援に特化してはいないものの、ボランティア団体の育成を図っています。また、ピア・サポート活動の意識を高めるための啓発及び支援を行っています。(清須市社会福祉協議会)

<施策の展開>

ボランティアの育成や学習のための講座は、随時開催していきます。知的・精神障害者のNPO等に対しては、継続した育成を行います。ピア・サポート活動の育成を図ります。

施策② ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実

概要	・ボランティア活動・NPO活動に関する市民への情報提供の充実 ・ボランティアやNPO相互の交流・情報交換の機会の充実とネットワーク化の促進			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
		●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

ピア・サポート活動の意識を作るための啓発事業を行っています。

情報発信は、常時ホームページや広報誌で行っています。ボランティア連絡協議会等でボランティア間の交流・情報交換をしています。(清須市社会福祉協議会)

<施策の展開>

ホームページや広報誌の情報発信は継続して実施し、交流・情報交換の充実を図っていきます。

施策③ 地域福祉ネットワークの推進

概要	・市民、事業者、ボランティア・NPO及び市・社会福祉協議会などの連携、協力による地域福祉活動の総合的推進			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
		●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

障がいのある人にかかる地域福祉活動の総合的推進については、尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会を通して各関係機関が連携し、実施しています。

<施策の展開>

尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会を通じ、各関係機関の連携を深め、障がいのある人に関する地域福祉ネットワークづくりを推進します。

2 自立した生活をとともに支えあう

(1) 障害の早期発見・療育

障害の発生予防や早期発見には、妊婦及び乳幼児を対象とした健康診査や正しい知識の普及が必要です。また、今後として子どもの発達に対する保護者の不安等の課題があります。

早期療育体制として成長段階に応じ、障がいのある児童及びその家族のニーズを的確に把握し対応する施策を進めていくことが重要であり、行政・医療・教育・福祉等の機関が緊密に連携して、療育活動を行っていく必要があります。

施策① 母子保健事業の充実

概要	・妊婦と胎児の健康のための妊婦健診や健康相談、訪問指導の充実 ・乳幼児健診での障害の早期発見、乳幼児期における発育発達への不安に対する対応及び指導の充実			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●		●	
担当課	健康推進課			

<現状と課題>

妊娠届出書及びアンケート、母子手帳発行時の健康相談から支援の必要なケースの把握とその後の支援に努めています。喫煙妊産婦も含め支援の必要なケースが増えています。

<施策の展開>

母子保健事業の充実により引き続き一層の推進を図ります。

施策② 早期療育体制の充実

概要	・1歳6か月健診、3歳児健診など子どもの発達の節目における健診を通じた障害の早期発見と早期治療・療育の実施 ・障害の早期発見・早期対応のための保健、福祉、学校等の連携強化 ・発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●			
担当課	健康推進課			

<現状と課題>

健診未受診者の把握は、特に1歳6か月児では強化しており、発達の確認、母の育児支援に努めています。

母との信頼関係を築き必要な支援やサービスや事業へ繋がられるよう対応しています。

幼児健診事後教室への参加児や療育へ繋ぐケースが年々増加しています。

<施策の展開>

障害の早期発見ときめ細かな早期療育体制の充実を図ります。

施策③ 健康診査などの適切な実施

概要	・乳幼児の発達検査や保護者・家族のカウンセリング、日常生活指導の充実と必要に応じた関係機関への紹介			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●		●	
担当課	健康推進課			

<現状と課題>

年々出生数が増加しており、1回の健診受診者数も多くなっています。健診での心理士の人数を増やすなど、発達や育児の相談に対応できる工夫が必要です。

<施策の展開>

乳幼児健康診査と相談体制の充実を図ります。

(2) 医療・リハビリテーションの充実

生活習慣病をはじめとする慢性疾患は増加傾向にあることから、その予防と後遺症としての障害の発生や寝たきりを予防するため、正しい食生活や適度の運動等、日頃の生活習慣の改善を進めていく必要があります。

精神保健については、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念を実現するため、退院後地域の中で暮らしていけるよう支援体制を整備し、精神障害者に対する正しい理解を深め、差別や偏見を是正するとともに、相談・指導・就労支援などの充実を図る必要があります。

施策① 障がいのある人が安心して利用できる地域医療サービスの充実

概要	- 障がいのある人が必要な医療を身近で利用しやすい受診環境の充実の促進 - 障がいのある人やその家族への「かかりつけ医」の確保に関する啓発			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	健康推進課			

<現状と課題>

受診の必要性の有無、受診先の紹介等必要に応じ相談にのり対応しています。

受診待ちの期間が長い専門的な医療機関もあり、受診先の情報収集などに努める必要があります。

<施策の展開>

専門的な医療と地域医療サービスの連携・強化を図ります。

施策② 医療費の給付

概要	- 障害者自立支援法の施行に基づく自立支援医療の支給 - 障がいのある人に対する医療費助成による支援			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課 保険年金課			

<現状と課題>

更生医療を必要とする人の医療費が高額な為、財政的な部分で動向が大きくなっています。

長期重症化への対応が課題です。

＜施策の展開＞

市の医療者助成を継続するとともに、精神障害者医療の県補助が全疾病対象となるよう要望していきます。

施策③ 生活習慣病予防対策の推進

概要	・ 障がいのある人の健康の維持・増進や疾病予防のためのライフステージに応じた生活習慣病予防対策の推進 ・ 高齢で障がいのある人に対する地域支援事業（介護保険制度）を通じた介護予防の推進			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
			●	●
担当課	健康推進課 高齢福祉課			

＜現状と課題＞

障がいのある人が健（検）診等受診しやすいように条件を満たしていれば健（検）診の自己負担金は免除しています。生活習慣病予防対策はポピュレーションとして実施しており、障がいのある人に特別には実施していませんが、相談があれば個別に病状に応じて対応しています。

＜施策の展開＞

生活習慣病予防対策の啓発等の充実を図ります。

障害者相談支援事業所や居宅介護支援事業所等と連携をとり、障害者施策及び高齢者施策に対する支援をします。

施策④ 在宅療養生活の支援

概要	・ 障害及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するための関係機関や福祉の連携強化 ・ 在宅での療養生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる総合的なサービス調整と医療機関との連携強化			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課			

＜現状と課題＞

在宅療養生活が必要な障がいのある人を支援していく上で、適切な福祉サービスの情報提供が重要であり、複雑な個別ケースに関しては、関係機関の連携強化が必要です。

<施策の展開>

適切な障害者福祉サービス及び介護サービスへ繋げられるよう関係機関と連携を深め、重度で複雑な問題については、個別会議等を開催し、対応していきます。

施策⑤ リハビリテーション体制の充実

概要	・障害により身体の機能が低下している人を対象とする日常生活の自立支援のための訓練の充実 ・介護保険制度との連携を図り、加齢にともない身体機能が低下した障がいのある人へのリハビリテーションの充実			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
		●	●	●
担当課	社会福祉課 高齢福祉課			

<現状と課題>

市内には機能訓練所（事業所）がありませんが、リハビリが必要な障がいのある人は近隣市の事業所へ通っています。

<施策の展開>

自立支援法の訓練等給付にかかわる自立訓練において、日常生活の自立支援のための訓練サービスの提供を充実していきます。

介護保険被保険者になっても、機能の低下を防ぐため、介護保険サービスでのリハビリを実施できるよう支援していきます。

施策⑥ 精神保健福祉事業の推進

概要	・市民に対する心の健康の保持・増進のための啓発 ・思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する心の健康に関する相談事業の推進			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
		●	●	●
担当課	健康推進課			

<現状と課題>

医師や臨床心理士による心の健康相談を随時電話で保健師が対応しています。心の健康相談実施機関のチラシを作成し、街頭・窓口等で配布し啓発しています。平成22年度に実施した健康日本21 清須計画では心の健康相談等の事業認知度は過半数以下でしたが、最近では電話での相談件数も増加し、心の健康相談も予約件数が増え、キャンセル待ちが数件ある月もあります。また、世間での偏見もあり家族で抱え込んでしまうケースもあり、一層のメンタルヘルスに関する啓発が必要となっています。

<施策の展開>

精神保健福祉についての啓発強化と、利用しやすい相談体制の充実を図ります。

家族会、患者会等の当事者グループに対する相談支援の充実を検討します。

(3) 訪問系サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけることができるよう、在宅サービスを充実し、自立した生活を支援していくことが求められます。

施策① 障害者自立支援法に基づく「介護給付」の提供

概要	・ 障害者自立支援法に基づく「居宅介護（ホームヘルプ）」や「重度訪問介護」、「行動援護」、「療養介護」等の障害程度区分に応じたサービスの提供			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

障がいのある人に対して法に基づく相談支援を実施し、適正なサービスを提供しています。

<施策の展開>

本人の意向を踏まえた適正なサービスを提供するため、相談支援事業所との連携を深めて実施していきます。

施策② 障害者自立支援法に基づく「訓練等給付」の提供

概要	・ 障害者自立支援法に基づく「自立訓練」や「就労移行支援」、「就労継続支援」等の提供			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
			●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

事業所等が実施している自立訓練・就労移行支援・就労継続支援事業に対し、支援を行っています。

<施策の展開>

本人の意向を踏まえたサービスの提供を実施していきます。

施策③ 障害者自立支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進

概要	・ 障害者自立支援法に基づく「地域生活支援事業」による障がいのある人の利用ニーズなどを踏まえた事業の実施			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

日常生活用具給付等事業・移動支援事業等の地域生活支援事業の適正なサービスを提供しています。

<施策の展開>

本人の意向を踏まえた適正なサービスを提供します。また、相談支援事業所との連携を深めて実施していきます。

施策④ 在宅の難病患者等に対する支援

概要	・在宅での療養生活が続ける難病患者などの生活支援のための居宅生活支援事業（ホームヘルプ）や短期入所事業、日常生活用具の給付の継続 ・保健・医療・福祉の連携強化による訪問指導などのきめ細かな支援体制の整備			
対象者	乳幼児期 （0歳～就学）	学齢期 （就学～卒業）	成人期 （卒業～64歳）	高齢期 （64歳～）
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

難病患者等に対して、サービスの提供に関する給付要綱等を整備していますが、利用申請の実績はありません。

<施策の展開>

難病患者等に対する給付サービス体制の整備し、県と連携をして啓発を実施していきます。

施策⑤ 発達障害のある人への生活支援策の検討

概要	・「発達障害者支援法」を踏まえた、国・県との連携による発達障がいのある人への支援策の実施			
対象者	乳幼児期 （0歳～就学）	学齢期 （就学～卒業）	成人期 （卒業～64歳）	高齢期 （64歳～）
	●			
担当課	子育て支援課			

<現状と課題>

早期の発達支援を行い、保護者に子どもの姿を理解してもらい、対応方法などを知らせ、成長発達を手助けしていますが、障害を受け入れる事ができない保護者への対応が課題です。

<施策の展開>

臨床心理士による相談支援の充実を図ります。

(4) 日中活動系サービスの充実

障がいのある人が、地域の中で自立した生活を送り、社会参加活動を行うことができるよう、さまざまな日中活動の場を確保していくことが求められています。

施策① 障害者自立支援法に基づく日中活動の場の確保

概要	・ 障害者自立支援法に基づく日中活動の場を確保するため、事業者による新たなサービス体系への円滑な移行の促進			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

事業者による新たなサービス体系への移行が行われました。

施策② 認定外の日中活動の機会の創出

概要	・ 障害程度区分の認定外となる軽度の障がいのある人を対象とした日中活動の機会の創出			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

日中一時支援事業所や地域活動支援センターで日中活動の機会を設けています。

<施策の展開>

日中一時支援事業所及び地域活動支援センターとの連携を深め日中活動の機会の充実を図ります。

(5) 居住系サービスの充実

障がいのある人の多くが在宅での生活を希望していますが、在宅での生活が困難な人にとっては、地域での多くの自立生活を支援するために、住まいの場の確保が不可欠です。

施策① 障害者自立支援法に基づく施設入所支援等の充実

概要	・ 障害者自立支援法に基づく入所支援施設やケアホーム、グループホーム、福祉ホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住の場の確保			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
			●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

市内に入所施設やグループホーム・ケアホームはありませんが、近隣市町の施設等への入所を支援しています。

<施策の展開>

NPO法人等でのグループホーム等の設立を検討している団体等に対し協力をし、継続的に施設入所及び地域生活をするための居住の場の確保を支援します。

施策② 一般住宅の確保の支援

概要	・ 民間借家などの一般住宅への入居希望に応じた、居住サポート事業への取り組み			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
			●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

県の福祉向住宅の情報案内等を行っています。

<施策の展開>

県の福祉向住宅の情報案内等の居住確保の支援をします。

施策③ 住宅改修の支援

概要	・ 地域生活支援事業として、住宅を改修するにあたっての相談の充実とともに、費用負担への支援			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
			●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

住宅改修については、利用者の相談に応じ改修費用の助成を実施しています。

<施策の展開>

住宅改修費用の助成をし、利用者負担の軽減を図ります。

(6) 権利擁護事業の推進

障がいのある人の権利擁護については、成年後見制度等の利用の促進を進めてきましたが、障害者基本法の改正を受け、司法手続き、選挙、消費者としての保護などの施策を進め、障がいのある人の権利を守っていく必要があります。

新たに、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、障がいのある人への虐待の防止を推進していく必要があります。

施策① 虐待防止など人権に関する啓発の推進

概要	・ 障がいのある人に対する虐待防止のための関係者に対する意識啓発、地域での取り組みに関する啓発			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

障がいのある人（児）に対する虐待事例についての報告は、数多くはありませんが潜在的には存在すると思われます。事例の発見・予防のための周知・啓発が必要となります。

<施策の展開>

障害者虐待防止法の施行を受け、障がいのある人に対する虐待の早期発見・予防がなされるよう啓発に努めます。

施策② 虐待等への的確な対応のための体制整備

概要	・ 虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の確立			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

障害者虐待の発生を把握した場合、各関係機関と連携をとり、行政が主体となって適時にケース会議を開催し、今後の支援について協議を行っています。

<施策の展開>

障害者虐待の早期発見、関係機関と連携して対応するためのネットワークづくりを推進します。

施策③ 日常生活自立支援事業の推進

概要	・知的障害者など判断能力が十分でない人に対する権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う日常生活支援事業の推進			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
			●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

平成21年4月より地域福祉権利擁護事業の名称が日常生活自立支援事業となりました。制度の周知の進み、利用者は増えています。本人契約が基本なため、十分な説明・理解を図ることが必要です。

<施策の展開>

障害者相談支援事業所と連携をし、福祉サービスの利用援助また金銭管理サービスを行う日常生活自立支援事業へ繋げ、障がいのある人の支援を推進します。

施策④ 権利擁護体制の確立

概要	・日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する周知と利用促進			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
			●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

潜在化しているケースが多いと思われるため、今後、制度周知を含めて利用援助が必要です。

<施策の展開>

日常生活自立支援事業及び成年後見制度について周知を図り、利用を必要とする個別なケースには積極的に対応していきます。

(7) 経済的支援

経済的な問題は、介護等家庭的にも精神的にも負担が大きいため、支援を行っていく必要があります。

施策① 各種福祉手当の充実

概要	・在宅で暮らす障がいのある人のための各種福祉手当の充実			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課 子育て支援課			

<現状と課題>

国・県による障害者福祉手当などの各種手当が支給されていますが、市においても、障がいのある人の世帯に対し、障害者福祉金を支給し経済的な負担軽減に繋げています。

<施策の展開>

市においては、社会情勢に配慮した制度の継続を行います。

施策② 心身障害者扶養共済制度掛金助成事業の加入促進

概要	・心身障がいのある児童等の保護者が亡くなったり、重度の障害になった場合にその扶養されている障がいのある人に給付金を支給する「心身障害者扶養共済制度」への加入促進			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

県の制度であり、窓口で利用者の相談に応じ、利用推奨を行っています。

<施策の展開>

広報・窓口等により、障害者手帳所持者に対し、制度の周知を行い、継続して加入促進を行います。

施策③ 各種減免制度の周知と利用促進

概要	・住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などのほか、JR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金などの各種割引・減免制度の周知・普及			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課			



<現状と課題>

広報・ホームページ・ガイドブック等で周知をしている他、手帳交付時には窓口においても制度の説明を行っており、制度の利用促進を図っています。

<施策の展開>

引き続き、手帳交付時に減額制度等を詳しく説明し、利用促進を図ります。

3 とともに充実した生き方を創り出す

(1) 障害の特性に応じた一貫した教育の推進

学校教育においては、発達障害のある児童・生徒、身体障害のある児童・生徒及び知的障害のある児童・生徒がその能力、可能性を最大限に伸ばし、自らの生き方を選択し、社会的に自立する基礎を身に付けるために、乳幼児期から学校卒業まで、各ライフステージに応じた一貫性のある支援を展開する必要があります。

施策① 就学・教育相談体制の充実

概要	・保健・福祉や保育所、幼稚園、学校などにおける就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●		
担当課	学校教育課 子育て支援課			

<現状と課題>

就園・就学に向けて保護者と話し合い、就園・就学先との連携を取り、児について相互で考え進めています。現場と保護者の希望とが一致しない部分があり、相談機能が十分出来ていないところがあります。

保育所・幼稚園・母子通園施設（たんぽぽ園）との情報共有により、就学相談を実施しています。教育支援が必要な幼児・児童の就学相談の件数が増加しているのが現状です。

<施策の展開>

臨床心理士による相談支援の充実を図ります。

各機関との連携の強化を図ります。

保育園・幼稚園・母子通園施設等との連携を密にし、早期の教育相談を推進します。

施策② 障がいのある幼児の保育機会の充実

概要	障害児保育の充実			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●			
担当課	子育て支援課			

<現状と課題>

統合保育を通して、健常児と障害児の相互の関係がともに育ちあい、高め合っている様支援しています。

<施策の展開>

全職員が共通認識をもち障害児保育の充実に努めます。

施策③ 障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供

概要	・ 特別支援学級の設置促進や通常の学級で学ぶ場合の施設・設備の配慮			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
担当課	学校教育課			

<現状と課題>

市内小中学校に、知的障害12学級、自閉症・情緒障害5学級の特別支援学級を設定しています。

<施策の展開>

特別支援学級・通級指導教室等の適切な設置に努めます。

施策④ 特別支援教育の推進

概要	・ 通常の学校に在籍するLDやADHD、高機能自閉症などの発達障害により、特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援体制の整備			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
担当課	学校教育課			

<現状と課題>

拠点校（新川小学校）に通級指導教室を開設しています。また、特別支援教育支援員を小中学校全校に配置することで、個に応じた支援に努めています。

<施策の展開>

支援員の力量向上を図る等、個に応じた支援の充実を目指します。

施策⑤ 学校教育における障がいのある人への理解の推進

概要	・ 障害の有無にかかわらず地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育み、障がいのある人に対する理解を深めるための養護学校などの子どもとの交流教育の推進 ・ 副読本の活用やボランティア体験など、学校教育における障がいのある人の問題に関する学習機会の充実			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
担当課	学校教育課			

<現状と課題>

福祉実践教室等で、副読本を活用しながら手話・点字・車椅子体験を実施しています。養護学校の子どもとの交流は、随時、実施しています。

<施策の展開>

福祉実践教室等の実施により、体験学習の充実を図るとともに、養護学校と連携し児童間の交流を推進します。

施策⑥ 「障害」に関する教職員研修の充実

概要	・発達障害を含めた多様な障害に対する理解を深めるための学校での研修の充実			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
			●	
担当課	学校教育課			

<現状と課題>

発達障害にかかわる研修を校内現職研修として実施していますが、十分な時間設定ができていません。

<施策の展開>

校内現職研究等で「障害」に関する学校での研修の充実に努めます。

施策⑦ 障がいのある子どもの放課後対策等の充実

概要	・障がいのある子どもの放課後対策や、夏休みなどの長期休暇時における居場所づくり			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
		●		
担当課	学校教育課 子育て支援課			

<現状と課題>

障がいのある子どもだけを対象にするものではありませんが、小学1年生から3年生を対象に、放課後子ども教室を開設し、児童の学習・スポーツ・文化活動等を行う場所及び機会を提供しています。

自分の予測と違うと、こだわりが強調され集団から外れることが多かったり、人の気持ちを汲めず相手を言葉で傷つけたりなどのトラブルを起こすこともあります。その都度、個別に関わっています。しかし、丁寧な対応が求められる中、人員不足や職員の共通理解、施設の環境などまだまだ考慮していく必要があると考えられます。困難事例が発生した時は、学校との連携が必要となります。

<施策の展開>

施設・設備の安全に配慮しつつ、放課後等における子どもの学習・スポーツ・文化活動の充実に努めます。

適切な人員配置を心がけ、全職員が共通認識をもち、障がいのある子どもの放課後対策や夏休みなどの長期休暇時における居場所づくりの充実に努めます。

（２）生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実

スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動を通して、障がいのある人の社会参加を促し、充実した生活を送るための支援をする必要があります。

また、障がいのある人が生きがいのある社会生活を送るために、生涯学習の充実も必要があります。

施策① 生涯学習機会の充実

概要	- 障がいのある人の社会参加を促すための生涯学習施設を活用した学習機会の充実 - 指導者の育成や芸術・文化活動に関する情報提供の充実			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
		●	●	●
担当課	生涯学習課			

<現状と課題>

それぞれの対象者に講座を開講していますが、講座の内容により、他の受講者と同様に既設の設備等で受講ができるかどうか不明な点があります。なお、受講された場合は、できる範囲で対応しています。

<施策の展開>

障がいのある人の講座への参加を促進するため、ハード、ソフトの両面からできる限りの対応に努めます。

障がいのある人などに対する理解を深めるための啓発等に努めます。

施策② 障がいのある人に配慮したスポーツ・レクリエーションの振興

概要	- 障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に親しむことができるよう、施設の整備・改善やスポーツ指導者の育成・確保、スポーツ・レクリエーションに関する情報の効果的な提供 - 健康の保持や障害の有無を問わず交流を広げることができるよう、障がいのある人を対象とした競技スポーツやニュースポーツなどの生涯スポーツの振興			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
		●	●	●
担当課	スポーツ課			

<現状と課題>

障がいのある人も参加できる主催事業を実施しています。

団体主体による行事・イベント等には後援するなど、側面的な支援をしています。

<施策の展開>

障がいのある人が参加できる主催事業の提供を図り、団体主体による行事に後援するなど、引き続き支援をしていきます。

施策③ 障がいのある人への生涯学習関連情報の提供

概要	・ 障害福祉に関する資料の収集と広く市民への提供 ・ 障害に配慮した図書の収集と利用促進			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
		●	●	●
担当課	生涯学習課			

<現状と課題>

点字資料・障害福祉に関する資料はありますが、利用促進のPRが不足しています。

インターネットによる蔵書検索が不可能なため、蔵書検索を可能にし、来館できない障がいのある人への対応を検討します。

<施策の展開>

現在整備中の図書館にて、点字資料やインターネットによる蔵書検索を整備します。また、館内に対面朗読室や録音室を設置し、障がいのある人への利用促進を推進します。

（３）就労支援と就労の場の確保

障がいのある人がその適性や能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても有益なことであり、障がいのある人自身の生きがいにもなります。

障がいのある人の雇用・就業の環境改善は各種施策が進められていますが、社会経済環境の影響等もあり、依然として厳しい状況にあり、障がいのある人の社会参加の促進を進めていく必要があります。

施策① 障がいのある人の雇用拡大のための事業所等に対する啓発の推進

概要	・公共職業安定所（ハローワーク）や県、産業団体などとの連携強化による障がいのある人の雇用拡大のための事業所への啓発の推進			
対象者	乳幼児期 （０歳～就学）	学齢期 （就学～卒業）	成人期 （卒業～64歳）	高齢期 （64歳～）
			●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

障害者就業・生活支援センターによる就労支援を実施していますが、事業所への啓発が必要です。

<施策の展開>

自立支援協議会等において、企業への就労に対する啓発を推進し、障がいのある人の就労拡大を図ります。

施策② 精神障害者社会適応訓練事業の推進

概要	・回復途上の精神障害者を対象とした、企業等への委託による就労の場の提供と生活訓練の実施			
対象者	乳幼児期 （０歳～就学）	学齢期 （就学～卒業）	成人期 （卒業～64歳）	高齢期 （64歳～）
			●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

県による事業ですが、県内での利用者が少ない現状があります。市としては、事業内容の啓発に努めています。

<施策の展開>

精神に障がいのある人の一般企業への就労事業の推進に協力します。

施策③ 総合的な就労相談体制の確立

概要	・ 地域自立支援協議会を核とした、就労への一貫した支援と総合的な相談支援の体制の確立			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
			●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

自立支援協議会において、就労支援をテーマとした交流会、勉強会を実施しています。また、障害者就業・生活支援センターを通し、就労相談を実施し、実際の就労活動に繋げています。

<施策の展開>

尾張中部福祉圏域内外で、就労支援における関係機関の連携と相談支援体制の充実を図ります。

施策④ 福祉的就労機会の提供

概要	・ 特別支援学校（養護学校）卒業生や在宅で障がいのある人の要望を見極めた福祉的就労機会の提供			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
			●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

利用者のニーズに応えられるよう市内のみならず、他市町の施設への福祉的就労機会の推進に努めています。

<施策の展開>

福祉的就労事業所に対して、支援をしていきます。

4 生活の安全を形にする

(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

高齢化に伴って、障害の有無に関係なく、市民の誰もが暮らしやすい環境づくりが重要になってきます。

もともと存在していたバリアを取り除くバリアフリー化に加え、特別な変更を加えることなく、はじめからすべての人にとって利用しやすいようにデザインされたユニバーサルデザイン化の視点により、居住環境や生活環境をより良くし、都市基盤整備を進めることが必要となっています。

施策① 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進

概要	・ 障害の有無や年齢にかかわらずだれもが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザインの検討 ・ 事業実施に際し、障がいのある人の意向を組み入れた事業実施方式の定着			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	財政課			

<現状と課題>

公共施設のバリアフリー化については、視覚障害者や車椅子を利用している高齢者など歩行が困難な方が利用しやすいように推進できている施設もありますが、まだバリアフリー化が不十分な古い公共施設もあります。

<施策の展開>

視覚障害者や車椅子を利用している歩行が困難な方が利用しやすいように、公共施設のバリアフリー化を施設改修の機会をとらえ推進に努めます。

施策② 安全・安心の道路交通環境や障がいのある人に配慮した公園等の整備

概要	・障がいのある人の歩行の安全確保と事故防止のための道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備 ・公園などのバリアフリー化の推進と障がいのある人が利用しやすいトイレの設置			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	都市計画課			

<現状と課題>

整備済の都市計画街路の一部には、歩道幅が狭い部分がみられます。しかし、歩道幅を拡幅することは用地が必要となり、物理的に無理です。

一方、段差については状況を把握したうえで、対策を講じていく必要があります。また、現在整備が行われている街路は、比較的歩道環境にも配慮して、整備が行われています。

公園・ちびっ子広場のバリアフリー化は、整備が進んでいない状況です。中でも一部のトイレには、手すりはあるものの、車いすの人が利用できる多目的トイレはほとんど設置されていません。今後は、費用対効果を考慮したうえで、公共下水道の供用開始等にあわせて、整備を検討する必要があります。

<施策の展開>

道路については、段差の状況を把握した上で、市管理の道路は舗装や交通安全施設等の整備とともに段差解消の対策を講じ、安全確保に努めます。市管理外の道路は、関係機関に道路改修等を働きかけます。

都市公園については、公園施設長寿命化計画に基づき、実施する公園施設の改築更新にあわせて、公園の出入口等の段差解消、移動等の円滑化、トイレの手すり設置を検討します。多目的トイレについては、今後、費用対効果を考慮したうえで、公共下水道の供用開始にあわせて、整備を検討します。ちびっ子広場については、利用頻度、土地所有形態等を広場ごとに考慮して、整備の可否を決めていきます。

施策③ 民間建築物の整備改善の促進

概要	・ 不特定多数の市民が利用する商業施設や病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化の促進			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	都市計画課			

<現状と課題>

不特定多数の人が利用する一定規模以上の施設については、ハートビル法及び愛知県条例に基づき、バリアフリー化が義務づけられており、整備が図られています。

<施策の展開>

不特定多数の人が利用する一定規模以上の施設については、今後もハートビル法および人にやさしい街づくり条例（愛知県条例）に基づき、整備を促進します。また、既存施設については、県条例に基づき措置に努めてもらうように啓発していきます。

施策④ 公共交通機関のバリアフリー化の促進

概要	・ 電車やバスなどの公共交通機関のバリアフリー化の促進			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	都市計画課			

<現状と課題>

1日の乗降客5,000人以上の鉄道駅は、交通バリアフリー法に基づき、バリアフリー化を進める必要があります。本市では、JR枇杷島駅、名鉄須ヶ口駅および新清洲駅が該当しますが、この内、新清洲駅を除き、すでに対策済です。新清洲駅は今後名鉄高架事業にあわせ、バリアフリー化が予定されています。残りは、乗降客5,000人に満たない駅のバリアフリー化となりますが、こちらについては整備費の補助等もなく、鉄道会社の自己負担にて基本的に整備を行うことが必要なため、整備が進まない状況です。

<施策の展開>

バリアフリー化の対策がなされていない名鉄新清洲駅については、現在計画されている名鉄本線高架化事業にあわせて対策を講じていきます。

施策⑤ 障害者自立支援法に基づく移動支援の充実

概要	・ 移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者自立支援法に基づく行動援護・同行援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業の推進			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
		●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

行動援護や移動支援については、制度の利便性が高まり、利用者が増加しています。

<施策の展開>

障がいのある人のニーズに対応し、適正なサービスの提供をします。また、相談支援事業所との連携を深めて実施します。

施策⑥ ボランティアによる移動支援

概要	・ 障がいのある人に対する移送ボランティア育成の促進			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

移送を行うボランティア団体への支援を実施しています。(清須市社会福祉協議会)

<施策の展開>

障がいのある人の移送ボランティアの育成を推進します。(清須市社会福祉協議会)

（２）障がいのある人に配慮した防災・防犯対策の充実

東日本大震災のような自然災害など災害時における障がいのある人への支援について、関係各機関と連携し、防災・被災時の体制づくりを進めていく必要があります。

施策① 地域防災計画の推進

概要	・「地域防災計画」に基づく、障がいのある人に対する災害時の情報伝達、避難誘導体制及び避難所における生活の困難性の軽減などの配慮した対策の充実			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	防災行政課 社会福祉課			

<現状と課題>

災害時要援護者に対する支援体制づくりとして、近隣支援者の指定など地域のネットワークづくりを推進しています。また、避難所の整備について必要なものを想定し、対応を図ります。

<施策の展開>

地域防災計画に基づき、障がいのある人への対応を強化するため、地域の防災体制強化を推進します。

障がいのある人のニーズに応じた避難所整備を推進していきます。

施策② 地域防犯体制の確立

概要	・地域における障がいのある人の防犯思想の普及・啓発、防犯パトロールなど地域安全活動の推進			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	防災行政課			

<現状と課題>

市では防犯協会を通じて、スーパーなど市民参集場所での該当啓発による防犯意識の高揚を促していますが、地域のことは、自主防犯パトロール隊などの当該地域を基盤とした自治会組織により活動を行っています。

<施策の展開>

地域の自主防犯パトロール隊の協力を得ながら、障がいのある人への防犯意識の高揚を図り、地域安全活動を推進します。

施策③ 災害時要援護者の避難支援体制の確立

概要	・「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づく災害時要援護者の避難支援体制の確立			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

災害時要援護者の避難支援体制づくりを地域に提案し推進しています。

地域においての体制づくりに温度差があり、全体での支援体制づくりは、継続的に支援していく必要があります。

<施策の展開>

災害時要援護者の避難支援体制づくりに対する地域の協力体制の強化を図り、災害時の要援護者に対する自助・共助の理念を推進します。

5 「心の支え」を広げる

(1) 相談体制の充実

今後も、将来の暮らし方として地域生活への移行促進を図り、在宅生活の支援、各障害福祉サービスの充実をより進めていく必要があります。

また、地域で生活するための条件として、経済的支援や相談体制の充実を進めていく必要があります。

施策① 窓口サービスの充実

概要	・それぞれの障害の特性の配慮したきめ細かな窓口サービスの充実			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
			●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

手話通訳者を配置し、各窓口にはマニュアルを配布するなど、障がいのある人のニーズに沿った対応を推進しています。

<施策の展開>

各窓口において、迅速な対応が出来るよう研修を実施し、また、マニュアルを設置し、障がいのある人のニーズに合ったサービスを提供できるようにします。

施策② 総合的な相談のネットワークづくり

概要	・障がいのある人の多岐にわたる相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、関係各課の連携体制の確保と「ワンストップ相談」の検討 ・社会福祉協議会や障害者関連施設、医療機関、公共職業安定所など多分野にわたる総合的な相談ネットワークづくり			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

相談業務については、障がい者サポートセンター清須（清須市社会福祉協議会）に委託しており、介護保険・医療保険・年金等に関する対応については、迅速にできていますが、医療相談や就労支援については関係機関とより連携を図る必要があります。

<施策の展開>

相談業務については、社会福祉協議会に委託していますが、同フロアにある地域包括支援センター等と連携を図り、障がいのある人のニーズに対応するよう働きかけます。

自立支援協議会において、障害者関連施設・医療機関・就労支援センター等各分野にわたり総合的な相談ネットワークづくりを展開し、今後も医療機関等の連携の推進を図ります。

施策③ 身体障害者相談員・知的障害者相談員活動の充実

概要	・障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決にあたる身体障害者相談員や知的障害者相談員等による相談活動の充実			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
			●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

県事業による身体・知的障害者相談員を設置し、相談日を設け相談活動にあたっています。

<施策の展開>

平成24年度より、身体・知的障害者相談員事業は県から市に移譲され、定期的に相談日を定め、相談活動を推進します。

施策④ 民生委員・児童委員の相談活動の充実

概要	・障がいのある人など援助を必要とする人の相談・指導・助言など個別援助活動を行う民生委員・児童委員の相談活動の充実			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
			●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

民生・児童委員協議会において、障害者部会を設置し、障害に対する理解・知識を深め、障がいのある人及びその家族の相談に応じています。

<施策の展開>

民生児童委員協議会において、障がいのある人に関する研修会を実施し、障がいのある人に対する理解・知識を深め、相談活動を強化します。

(2) 情報提供体制の充実

情報の入手については、より広く情報提供の場と情報入手する手段をつくっていく必要があります。

施策① 「声の広報」、「点字広報」の充実

概要	・視覚障害者に配慮した声の広報や点字広報などの市の広報や議会だよりの充実			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
		●	●	●
担当課	人事秘書課 社会福祉課			

<現状と課題>

声の広報や点字広報については、一部地域のボランティア団体のみで作成されているのが現状であり、今後より充実させる必要があります。また、県の声の広報については、県から送付されてくるため、社会福祉課において閲覧をしています。

<施策の展開>

ボランティア団体と連携を図り、声の広報・点字広報のPR、充実を図ります。

施策② ホームページの充実

概要	・利用しやすい表示や伝達の方法、操作方法の工夫、色覚異常のある人などへの配慮といったホームページによる情報提供の充実			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
		●	●	●
担当課	人事秘書課			

<現状と課題>

ホームページの利用者層が広がる中、アクセシビリティ※に配慮し、分かりやすく利用しやすいホームページにすることを課題としています。

<施策の展開>

アクセシビリティ※に配慮したコンテンツ作成や高齢者や障がいのある人へ配慮した音声読み上げソフトの導入などを検討していきます。

※アクセシビリティ・・・情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、とくに障がいのある人や高齢者などが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。

施策③ 障がいのある人の情報バリアフリー化の推進

概要	・インターネットなどの情報媒体を気軽に利用できるよう、障がいのある人のパソコン操作などの支援やそのための「ＩＴボランティア」などの人材養成 ・重要度の高い文書や案内文書などの点字版の作成や音声化など障害の特性に配慮した広報発信			
対象者	乳幼児期 (０歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
		●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

県においてパソコン操作支援、ＩＴボランティアの人材養成講座が実施されており、その案内について広報等で周知しています。

<施策の展開>

県においてＩＴボランティアの人材養成講座の実施案内や声の広報等の窓口案内の対応などを周知します。また、障害の特性に応じた情報伝達に努めます。

(３) 関係機関による総合的な支援ネットワークの構築

障がいのある人が地域の中で安心して暮らしていくためには、さまざまな生活課題に対応できる多様な支援ネットワークづくりが重要です。

このため、関係各課をはじめとする庁内関係部署や国・県の関係機関とのネットワーク化、あるいは社会福祉協議会を中心とするボランティアのネットワーク化といった全市的な支援ネットワークの構築をめざします。

また、これらの支援ネットワークが効果的、効率的に機能するよう、地域のさまざまな活動が相互に連携、協力できるよう、総合的なマネジメントの仕組みづくりを目指します。

施策① 障がいのある人にかかわる施策・事業やサービス等の適切な評価と提供

概要	・「地域自立支援協議会」を中心に、相談事業などの客観的な評価や困難事例を含め利用者ニーズに即した質の高い適切なサービス提供のための評価・調整機能の確立			
対象者	乳幼児期 (０歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会に部会を設け、困難事例による個別ケース会議を行い、評価・調整を行っています。



<施策の展開>

自立支援協議会を中心に個別な困難事例の検討等質の高い適切なサービス提供のための評価・調整機能の確立を図ります。

施策② 計画の進行管理のための庁内体制の確立

概要	・行政評価の観点から、庁内における計画の進行管理を適切に行うとともに、そのための体制の確立			
対象者	乳幼児期 (0歳～就学)	学齢期 (就学～卒業)	成人期 (卒業～64歳)	高齢期 (64歳～)
	●	●	●	●
担当課	社会福祉課			

<現状と課題>

福祉計画等の策定委員会において、計画期間最終年度に進行状況・評価等が協議されています。

<施策の展開>

障害者基本計画の見直しに際し、関係機関、関係部署の進行管理を実施します。



清須市 障害者基本計画（案）

発行日 平成24年3月

発行者 清須市 社会福祉課

住 所 〒452-8563 愛知県清須市清洲一丁目6番地1

TEL (052) 400-2911（代表）

FAX (052) 400-3090